

# **a u 通信サービス契約約款**

**第 225 版**

**平成 23 年 8 月 1 日**

**K D D I 株式会社**

# 目 次

第1章 総則	1
第1条 約款の適用	1
第2条 約款の変更等	1
第3条 用語の定義	1
第4条 通話以外の通信の取扱い	7
第2章 au通信サービスの種類	8
第5条 au通信サービスの種類	8
第3章 契約	9
第1節 auサービスに係る契約の種別	9
第6条 auサービスに係る契約の種別	9
第2節 一般au契約	9
第7条 契約の単位	9
第8条 契約申込みの方法	9
第8条の2 契約者暗証番号	9
第9条 契約申込みの承諾	9
第10条 一般au契約者の契約者確認の取扱い	10
第11条 電話番号	10
第12条 包括回線グループの変更	10
第13条 auサービスの利用の一時中断	11
第14条 auサービスの利用の一時休止	11
第15条 auサービス利用権の譲渡	11
第16条 一般au契約者が行う一般au契約の解除	11
第17条 当社が行う一般au契約の解除	12
第18条 削除	12
第19条 その他の提供条件	13
第3節 定期au契約	13
第20条 契約申込みの方法	13
第21条 契約申込みの承諾	13
第22条 2年割グループ又は3年割グループの変更	14
第23条 定期au契約の満了	14
第24条 定期au契約の更新	14
第25条 定期au契約者が行う定期au契約の解除	14
第26条 当社が行う定期au契約の解除	15
第27条 その他の提供条件	15
第4節 プリペイド電話契約	16
第28条 契約申込みの方法	16
第29条 契約申込みの承諾	16
第30条 プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い	16
第31条 プリペイド電話契約に基づく権利の譲渡	16
第32条 プリペイド電話契約者が行うプリペイド電話契約の解除	17
第33条 当社が行うプリペイド電話契約の解除	17
第34条 その他の提供条件	17
第5節 定期前払au契約	17
第35条 契約申込みの方法	17
第36条 契約申込みの承諾	17
第37条 定期前払auサービス利用権の譲渡等	18
第38条 定期前払au契約の満了	18
第39条 定期前払au契約の更新	18
第40条 定期前払au契約者が行う定期前払au契約の解除	18

第41条	当社が行う定期前払 a u 契約の解除	18
第42条	その他の提供条件	19
第6節	ローミング契約	18
第43条	ローミング契約	19
第44条	特定事業者の契約約款による制約等	19
第45条	電話番号	19
第46条	ローミングに係る端末設備の工事等	19
第47条	当社が行うローミング契約の解除	19
第7節	緊急通報用電話契約	19
第48条	契約の単位	19
第49条	緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件	19
第50条	緊急通報用電話の提供	19
第51条	契約者回線の終端等	19
第52条	緊急通報用電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等	19
第53条	緊急通報用電話の電話番号	20
第54条	緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止	20
第55条	契約者回線の移転	20
第56条	その他の提供条件	20
第8節	特定プリペイド通話契約	20
第56条の2	特定プリペイド通話契約	20
第56条の3	特定MVNO事業者の契約約款による制約等	20
第56条の4	電話番号	20
第56条の5	特定プリペイド通話サービスに係る端末設備の工事等	21
第56条の6	当社が行う特定プリペイド通話契約の解除	21
第9節	WIN特定接続契約	21
第56条の7	契約申込みの方法	21
第56条の8	契約申込みの承諾	21
第56条の9	WIN特定接続サービスの利用の一時中断	21
第56条の10	WIN特定接続サービスの利用の一時休止	21
第56条の11	WIN特定接続サービス利用権の譲渡等	21
第56条の12	WIN特定接続契約者が行うWIN特定接続契約の解除	21
第56条の13	当社が行うWIN特定接続契約の解除	22
第56条の14	その他の提供条件	22
第4章	オプション機能	23
第57条	オプション機能の提供	23
第58条	第2種 a u パケットに係るオプション機能の取扱い	23
第59条	a u サービスの利用の一時中断があった場合の取扱い	23
第60条	a u サービスの利用の一時休止があった場合の取扱い	23
第61条	権利の譲渡があった場合の取扱い	23
第61条の2	地位の承継があった場合の取扱い	23
第5章	a u   Cカードの貸与等	24
第62条	a u   Cカードの貸与	24
第63条	電話番号その他の情報の登録等	24
第64条	a u   Cカードの情報消去及び返還	24
第65条	a u   Cカードの管理責任	24
第66条	暗証番号	24
第6章	利用中止及び利用停止	26
第67条	利用中止	26
第68条	利用停止	26
第69条	同上	27
第7章	通信	28

第1節 通信の種類等	28
第70条 通信の種類	28
第71条 電波伝播条件による通信場所の制約	28
第72条 相互接続に伴う通信	28
第73条 特定事業者との間で継続して接続する通信	28
第74条 プリペイド通話の取扱い	29
第2節 通信利用の制限等	29
第75条 通信利用の制限等	29
第76条 同上	29
第76条の2 同上	29
第8章 料金等	31
第1節 料金及び工事に関する費用	31
第77条 料金及び工事に関する費用	31
第2節 料金等の支払義務	31
第78条 基本使用料等の支払義務	31
第79条 通話料及びパケット通信料の支払義務	32
第80条 定期 a u 契約に係る契約解除料の支払義務	32
第81条 手続きに関する料金の支払義務	32
第81条の2 ユニバーサルサービス料の支払義務	32
第82条 工事費の支払義務	32
第82条の2 WIN特定接続サービスの料金の支払義務	33
第3節 料金の計算及び支払い	33
第83条 料金の計算及び支払い	33
第84条 プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等	33
第4節 預託金	34
第85条 預託金	34
第5節 割増金及び延滞利息	34
第86条 割増金	34
第87条 延滞利息	34
第6節 相互接続通信の料金の取扱い	34
第88条 相互接続通信の料金の取扱い	34
第7節 特定事業者に係る債権の取扱い	35
第89条 特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等	35
第90条 ローミングに係る債権の譲渡等	35
第9章 保守	36
第91条 契約者の維持責任	36
第92条 契約者の切分責任	36
第93条 修理又は復旧	36
第94条 修理又は復旧の場合の暫定措置	37
第10章 損害賠償	38
第95条 責任の制限	38
第96条 削除	38
第97条 免責	39
第11章 雑則	40
第98条 発信者番号通知	40
第98条の2 緊急通報に係る情報通知	40
第99条 承諾の限界	40
第100条 利用に係る契約者の義務	41
第100条の2 利用者登録	41
第101条 技術資料の閲覧等	42
第102条 特定事業者が提供するローミングの利用等	42
第103条 当社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結	42

第 104条	他の電気通信事業者への通知	4 2
第 104条の2	同上	4 3
第 104条の3	同上	4 3
第 105条	同上	4 3
第 105条の2	同上	4 3
第 105条の3	同上	4 3
第 105条の4	同上	4 3
第 106条	契約者に係る情報の利用	4 4
第 107条	電話番号案内	4 4
第 108条	電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等	4 4
第 109条	法令に規定する事項	4 4
第 110条	閲覧	4 4
料金表		4 5
通則		4 5
第1表	a u通信サービスに関する料金	4 8
第1	基本使用料等	4 8
1	適用	4 8
2	料金額	1 0 1
2-1	基本使用料	1 0 1
2-2	オプション機能使用料	1 4 7
第2	通話料	1 5 6
1	適用	1 5 6
2	料金額	1 9 7
2-1	通常通話（S k y p e通話を除きます。）に係るもの	1 9 7
2-2	プリペイド通話に係るもの	2 0 5
2-3	相互接続点からの通話に係るもの	2 0 6
2-4	S k y p e通話に係るもの	2 0 8
第3	パケット通信料	2 0 9
1	適用	2 0 9
2	料金額	2 4 1
2-1	a uデュアルに係るもの	2 4 1
2-2	a uパケットに係るもの	2 4 6
2-3	U I Mサービスに係るもの	2 4 8
2-4	定期前払a uサービスに係るもの	2 5 1
第4	契約解除料	2 5 2
1	適用	2 5 2
2	料金額	2 5 2
第5	プリペイド通話に係る前払い通話料	2 5 3
1	適用	2 5 3
2	料金額	2 5 3
第6	手続きに関する料金	2 5 4
1	適用	2 5 5
2	料金額	2 5 6
第7	ユニバーサルサービス料	2 5 8
1	適用	2 5 8
2	料金額	2 5 8
第2表	工事費	2 5 9
第3表	証明手数料	2 5 9
第4表	付随サービスに関する料金等	2 6 0
第1	通信料明細内訳書の発行手数料	2 6 0

1	適用	2 6 0
2	料金額	2 6 0
第2	分計請求書の発行手数料	2 6 0
1	適用	2 6 1
2	料金額	2 6 1
第3	支払証明書等の発行手数料	2 6 1
1	適用	2 6 1
2	料金額	2 6 2
第4	空き電話番号の検索手数料	2 6 2
第5	料金安心サービスに関する料金	2 6 2
1	適用	2 6 2
2	料金額	2 6 2
第6	携帯電話番号ポータビリティに係る電話番号の取扱いに関する料金	2 6 2
1	適用	2 6 2
2	料金額	2 6 2
第7	位置情報検索サービスに関する料金	2 6 3
第8	請求書の発行手数料	2 6 3
第5表	フルサポート解除料	2 6 4
1	適用	2 6 4
2	料金額	2 6 4
別表		2 6 5
1	オプション機能	2 6 5
2	海外ローミング機能の海外利用地域	2 9 2
3	海外ローミング機能（海外ローミング機能2段階定額制を適用するものに限ります。）の海外利用地域及び外国事業者	2 9 9
別記		3 0 1
附則		3 4 1
附則別紙1		4 1 6
附則別紙2		4 5 0

## 第1章 総則

### (約款の適用)

第1条 当社は、この a u 通信サービス契約約款（以下「この約款」といいます。）により a u 通信サービスを提供します。

（注）本条のほか、当社は、別記3に定めるところにより、a u 通信サービスに付随するサービス（以下「付随サービス」といいます。）を提供します。

### (約款の変更等)

第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の a u 通信サービス契約約款によります。

2 当社は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。）第22条の2の2第5項第3号に該当する事項の変更を行う場合、個別の通知及び説明に代え、当社の指定するホームページに掲示します。

### (用語の定義)

第3条 この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用 語	用 語 の 意 味
1 電気通信設備	電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電氣的設備
2 電気通信サービス	電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3 電気通信回線設備	送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備
4 通話	おおむね3キロヘルツの帯域の音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
5 パケット通信	電気通信回線を通じてパケット交換方式によりデータを送り、又は受ける通信
6 電話網	主として通話の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
7 パケット通信網	パケット通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備
8 a u 通信サービス	電話網又はパケット通信網を使用して当社が提供する電気通信サービス（車載用又は携帯用のアンテナ設備及び無線送受信装置との間に設定した電気通信回線の利用に伴うものに限りません。）
9 サービス取扱所	(1) a u 通信サービスに関する業務を行う当社の事業所 (2) 当社の委託により a u 通信サービスに関する契約事務を行う者の事業所

10 一般 a u 契約	当社から a u サービスの提供を受けるための契約（定期 a u 契約となるものを除きます。）
11 一般 a u 契約者	当社と一般 a u 契約を締結している者
12 第 1 種定期 a u 契約	当社が定めた期間において当社から a u サービスの提供を受けるための契約であって、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 12 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となるもの
13 第 1 種定期 a u 契約者	当社と第 1 種定期 a u 契約を締結している者
14 第 2 種定期 a u 契約	当社が定めた期間において当社から a u サービスの提供を受けるための契約であって、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月（契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月から起算して 12 料金月とします。）が経過することとなる料金月の末日をもって満了となるもの
15 第 2 種定期 a u 契約者	当社と第 2 種定期 a u 契約を締結している者
16 第 3 種定期 a u 契約	当社が定めた期間において当社から a u サービスの提供を受けるための契約であって、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 36 料金月（契約を更新した場合は、更新した日を含む料金月から起算して 12 料金月とします。）が経過することとなる料金月の末日をもって満了となるもの
17 第 3 種定期 a u 契約者	当社と第 3 種定期 a u 契約を締結している者
18 第 4 種定期 a u 契約	当社が定めた期間において当社から a u サービスの提供を受けるための契約であって、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日を含む料金月から起算して 24 料金月が経過することとなる料金月の末日をもって満了となるもの
19 第 4 種定期 a u 契約者	当社と第 4 種定期 a u 契約を締結している者
20 定期 a u 契約	第 1 種定期 a u 契約、第 2 種定期 a u 契約、第 3 種定期 a u 契約又は第 4 種定期 a u 契約
21 定期 a u 契約者	第 1 種定期 a u 契約者、第 2 種定期 a u 契約者、第 3 種定期 a u 契約者又は第 4 種定期 a u 契約者
22 プリペイド電話契約	当社からプリペイド電話の提供を受けるための契約
23 プリペイド電話契約者	当社とプリペイド電話契約を締結している者
24 定期前払 a u 契約	当社から定期前払 a u サービスの提供を受けるための契約
25 定期前払 a u 契約者	当社と定期前払 a u 契約を締結している者



26	ローミング契約	当社からローミングの提供を受けるための契約
27	ローミング契約者	当社とローミング契約を締結している者
28	緊急通報用電話契約	当社から緊急通報用電話の提供を受けるための契約
29	緊急通報用電話契約者	当社と緊急通報用電話契約を締結している者
30	特定プリペイド通話契約	当社から特定プリペイド通話サービスの提供を受けるための契約
31	特定プリペイド通話契約者	当社と特定プリペイド通話契約を締結している者
32	WIN特定接続契約	当社からWIN特定接続サービスの提供を受けるための契約
33	WIN特定接続契約者	当社とWIN特定接続契約を締結している者
34	au契約	一般au契約又は定期au契約
35	au契約者	一般au契約者又は定期au契約者
36	契約者	au契約者、プリペイド電話契約者、定期前払au契約者、ローミング契約者又は緊急通報用電話契約者
37	2年割グループ	第2種定期au契約に係る契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める第2種定期au契約に係る他網契約者回線からなるグループ
38	3年割グループ	第3種定期au契約に係る契約者回線又は特定事業者のau通信サービス契約約款に定める第3種定期au契約に係る他網契約者回線からなるグループ
39	協定事業者	当社と相互接続協定（当社が当社以外の電気通信事業者（電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。）第9条の登録を受けた者又は事業法第16条第1項の届出をした者をいいます。以下同じとします。）との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している電気通信事業者
40	外国事業者	当社と国際ローミング協定（事業法第40条に規定する外国政府等との協定等の認可を得て、当社が外国の事業者との間で相互の電気通信サービスの提供に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。）を締結している外国の事業者
41	特定事業者	沖縄セルラー電話株式会社
42	特定MVNO事業者	当社が提供するau通信サービスを利用して、そのサービ

	<p>スと同等の電気通信サービスを提供する電気通信事業者（その電気通信サービスの提供に係る無線局を自ら開設かつ運用していない者に限ります。）であって、別記38に定めるもの</p>
43 特定MVNO通信サービス	<p>特定MVNO事業者が提供する電気通信サービスであって、別記38に定めるもの。</p>
44 特定MVNO契約	<p>特定MVNO事業者から特定MVNO通信サービスの提供を受けるための契約であって、別記38に定めるもの。</p>
45 特定MVNO契約者	<p>特定MVNO事業者と特定MVNO契約契約を締結している者</p>
46 特定MNO事業者	<p>別記40に定める電気通信事業者</p>
47 加入電話サービス	<p>電気通信番号規則（平成9年郵政省令第82号）第9条第1号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス（IP電話サービスを除きます。）</p>
48 IP電話サービス	<p>電気通信番号規則第9条第1号又は第10条第2号に規定する電気通信番号を用いて、端末系伝送路設備（事業法施行規則に規定する端末系伝送路設備をいいます。）においてインターネットプロトコルにより提供される電気通信サービス（別記27の3に定めるものを除きます。）</p>
49 中継サービス	<p>電気通信番号規則第5条又は第10条第3号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</p>
50 携帯電話サービス	<p>電気通信番号規則第9条第3号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</p>
51 PHSサービス	<p>電気通信番号規則第9条第4号に規定する電気通信番号を用いて提供される電気通信サービス</p>
52 加入電話事業者	<p>当社又は加入電話サービスを提供する協定事業者</p>
53 IP電話事業者	<p>当社又はIP電話サービスを提供する協定事業者</p>
54 中継事業者	<p>当社又は中継サービスを提供する協定事業者</p>
55 携帯電話事業者	<p>携帯電話サービスを提供する協定事業者</p>
56 PHS事業者	<p>PHSサービスを提供する協定事業者</p>
57 移動無線装置	<p>au通信サービスに係る契約に基づいて陸上（河川、湖沼及びわが国の沿岸の海域を含みます。以下同じとします。）において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置</p>
58 他社移動無線装置	<p>携帯電話事業者の携帯電話サービスに係る契約に基づいて陸上において使用されるアンテナ設備及び無線送受信装置</p>

59 移動無線装置等	移動無線装置又は他社移動無線装置
60 無線基地局設備	(1) 移動無線装置との間で電波を送り、又は受けるための当社の電気通信設備（電波法施行規則第3条第8号に定める業務を行うためのものに限り。） (2) 無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）第49条の28に定める条件に適合する無線基地局設備（特定MNO事業者が設置するものに限り。）
61 端末設備	契約者回線の一端に接続される契約者又はW I N特定接続契約者の電気通信設備であって、1の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は同一の建物内であるもの
62 電話端末	専ら通話を行うための端末設備であって、a u   Cカード対応端末以外のもの
63 パケット端末	専らパケット通信を行うための端末設備であって、a u   Cカード対応端末以外のもの
64 デュアル端末	通話及びパケット通信を行うための端末設備であって、a u   Cカード対応端末以外のもの
65 a u   Cカード	電話番号その他の情報を記憶することができるカードであって、当社が契約者に貸与するもの又は特定事業者がそのa u通信サービス契約約款に基づきその契約者に貸与するもの
66 a u   Cカード対応端末	通話又はパケット通信を行うための端末設備であって、a u   Cカードを装着することにより、通信が可能となるもの
67 端末機器	端末機器の技術基準適合認定等に関する規則（平成16年1月26日総務省令第15号）第3条で定める種類の端末設備の機器
68 自営電気通信設備	電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
69 契約者回線	(1) a u通信サービスに係る契約に基づいて無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置との間に設定される電気通信回線 (2) 緊急通報用電話契約に基づいて当社の交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に設置される電気通信回線
70 他網契約者回線	a u通信サービス以外の電気通信サービスに係る契約者回線（当社又は協定事業者が必要により設置する電気通信設備を含みます。）
71 他網公衆電話	当社又は協定事業者が街頭その他の場所に電話機を設置して公衆の利用に供する電気通信サービス

72 当社相互接続点	当社がこの約款以外の契約約款等（契約約款、料金表その他の電気通信サービスの提供条件を定める契約をいいます。以下同じとします。）により提供する電気通信サービスに係る電気通信設備と a u 通信サービスに係る電気通信設備との間の接続点
73 他社相互接続点	当社と当社以外の電気通信事業者との間の相互接続協定に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点（接続専用回線（専ら a u 通信サービスに係る電気通信回線設備相互間を接続するために設置される協定事業者の電気通信回線設備をいいます。以下同じとします。）に係るものを除きます。）
74 相互接続点	当社相互接続点又は他社相互接続点
75 契約者回線等	(1) 契約者回線及び契約者回線に電話網又はパケット通信網を介して接続される電気通信設備であって当社が必要により設置する電気通信設備 (2) 相互接続点
76 電話番号	電気通信番号規則に規定する電気通信番号又は契約者回線を識別するための英字若しくは数字の組み合わせ
77 a u サービス利用権	a u 契約者が a u 契約に基づいて a u サービスの提供を受ける権利
78 課金対象パケット	契約者回線と契約者回線等との間においてパケット交換方式により伝送されるデータ（制御信号等のうちデータとしてみなされるものを含みます。以下同じとします。）を含むパケット
79 料金月	1の暦月の起算日（当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。）から次の暦月の起算日の前日までの間
80 ユニバーサルサービス料	事業法に定める基礎的電気通信役務の提供の確保のための負担金に充てるために、基礎的電気通信役務に係る交付金及び負担金算定等規則（平成14年6月19日総務省令第64号）により算出された額に基づいて、当社が定める料金
81 特定携帯情報端末	P D Aの機能を具備する移動無線装置であって、当社が別に定めるもの
82 特定携帯情報端末通信	特定携帯情報端末を用いて行うパケット通信であって、特定携帯情報端末に内蔵されたアプリケーションにより表示、再生又は保存等される情報の受信又は送信に係るもの（当社が別に定めるアプリケーションを用いて行うものを除きます。）又は当社が特定携帯情報端末内に指定した接続先との間の通信に係るもの
83 消費税相当額	消費税法（昭和63年法律第 108号）及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法（昭

和25年法律第 226号) 及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額
---

(通話以外の通信の取扱い)

第4条 au通信サービスを利用して行う通話以外の通信(パケット通信を除きます。)は、これを通話とみなして取り扱います。

(注) 通話以外の通信(パケット通信を除きます。)については、当社が別に定める場合には取り扱いを行いません。

## 第2章 a u通信サービスの種類

(a u通信サービスの種類)

第5条 a u通信サービスには、次の種類があります。

種 類	内 容
a uサービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は特定MNO事業者であるものに限り、その間に電気通信回線を設定して提供するa u通信サービス（プリペイド電話、定期前払a uサービス又はWIN特定接続サービスとなるものを除きます。）
プリペイド電話	前払いを受けた通話料に応じて設定される期間において、当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、その間に電気通信回線を設定して通話のために提供するa u通信サービス
定期前払a uサービス	当社が別に定める一定の期間において、その期間に係る基本使用料の一括前払いを受けることを条件として、当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、その間に電気通信回線を設定して提供するa u通信サービス
ローミング	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社又は特定MNO事業者であるものに限り、その間に電気通信回線を設定して提供するa u通信サービス
緊急通報用電話	犯罪通報、出火報知又は人命救助報知用として、当社が当社の交換設備と契約の申込者が指定する場所との間に電気通信回線を設置して、専らa uサービス、プリペイド電話、定期前払a uサービス又はローミングの契約者回線からの通話を着信するために提供するa u通信サービス
特定プリペイド通話サービス	特定MVNO通信サービスの他網契約者回線からプリペイド通話を行うために、当社が提供するa u通信サービス
WIN特定接続サービス	当社が無線基地局設備と契約の申込者が指定する移動無線装置（その無線局の免許人が当社であるものに限り、その間に電気通信回線を設定して提供するa u通信サービスであって、契約の申込者が指定する1の協定事業者（当社の接続約款（電気通信事業法第34条第2項に基づく第2種指定電気通信設備に係る接続約款をいいます。以下同じとします。）に定めるWIN直収パケット接続機能を利用して電気通信サービスを提供するものに限り、以下「特定接続事業者」といいます。）の相互接続点との間の通信に限り提供するもの。

2 a u通信サービス（WIN特定接続サービスを除きます。）の契約者回線とWIN特定接続サービスに係る1の特定接続事業者の相互接続点との間の通信は、行うことができません。

## 第3章 契約

### 第1節 a uサービスに係る契約の種別

(a uサービスに係る契約の種別)

第6条 a uサービスに係る契約には、次の種別があります。

- (1) 一般a u契約
- (2) 第1種定期a u契約
- (3) 第2種定期a u契約
- (4) 第3種定期a u契約
- (5) 第4種定期a u契約

### 第2節 一般a u契約

(契約の単位)

第7条 当社は、電話番号1番号ごとに1の一般a u契約を締結します。この場合、一般a u契約者は、1の一般a u契約につき1人に限ります。

(契約申込みの方法)

第8条 一般a u契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのa uサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、包括的管理の取扱い(別記36に定める取扱いをいいます。以下同じとします。)の適用を受ける契約者回線の提供に係る申込みをするときは、その契約者回線が所属する1の包括回線グループ(別記36に定めるものをいいます。以下同じとします。)を指定していただきます。
- 3 定期a u契約者から契約変更(当社が別に定める態様により、一般a u契約を解除すると同時に新たに定期a u契約を締結すること又は定期a u契約を解除すると同時に新たに一般a u契約若しくは他の種別の定期a u契約を締結することをいいます。以下同じとします。)を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般a u契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その定期a u契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているa uサービスに準じて取り扱います。
- 4 当社は、第2種a uパッケージに係る第1種定期a u契約者から、第12条(包括回線グループの変更)に規定する包括回線グループの変更(その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が一般a u契約であるものへの変更に限ります。)の請求があったときは、一般a u契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその一般a u契約を締結します。

(契約者暗証番号)

第8条の2 一般a u契約の申込みをするときは、その一般a u契約に係る契約者を識別するための暗証番号(以下「契約者暗証番号」といいます。)を指定していただきます。

- 2 一般a u契約者は、前項の規定により指定した契約者暗証番号については、善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 3 当社は、一般a u契約者以外の者が第1項の規定により指定された契約者暗証番号を使用した場合、その一般a u契約者が使用したものとみなして取り扱います。

(契約申込みの承諾)

第9条 当社は、一般a u契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあり

ます。

- (1) 一般 a u 契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務（この約款に規定する料金又は工事費若しくは割増金等の料金以外の債務をいいます。以下同じとします。）の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 第 8 条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
  - (3) 一般 a u 契約の申込みをした者が、第 68 条（利用停止）第 1 項各号又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (5) 一般 a u 契約（a u パケットに係るものを除きます。）の申込みをした者が当社と締結している他の a u サービス（a u パケットを除きます。）に係る契約又はプリペイド電話契約の数の合計が 5 以上であるとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、その一般 a u 契約の申込みが包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その一般 a u 契約の申込みを承諾することにより別記 36 に反することとなる場合は、その一般 a u 契約の申込みを承諾しません。

（一般 a u 契約者の契約者確認の取扱い）

第 10 条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律（平成 17 年法律第 31 号）の規定に基づき、一般 a u 契約者に対して、契約者確認（同法第 9 条に定める契約者確認をいいます。以下同じとします。）を行うことがあります。

この場合においては、一般 a u 契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

（電話番号）

第 11 条 a u サービスの電話番号は、1 の契約者回線ごとに当社が定めることとし、その電話番号については、契約者が継続的に利用できることを保証するものではありません。

2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、a u サービスの電話番号を変更することがあります。

（注 1）電話番号の登録等（登録、変更又は消去をいいます。以下同じとします。）は、当社が行います。

（注 2）端末設備及び自営電気通信設備の電話番号の登録等については、別記 4 及び 5 に定めるところによります。

（注 3）a u I C カードの電話番号の登録等については、第 63 条（電話番号その他の情報の登録等）に定めるところによります。

（注 4）当社は、本条第 2 項に規定する場合のほか、その契約又はそれ以前の契約に係る a u サービス利用権の移転に係る手続きに虚偽の申告、書面の記載不備その他の瑕疵があったことが判明したときは、その電話番号を変更することがあります。

（注 5）電話番号を変更した場合であって、電話番号の登録等が完了するまでの間については、第 14 条（a u サービスの利用の一時休止）に規定する a u サービスの利用の一時休止があったものとみなして取り扱います。

（注 6）当社は、電話番号を変更する場合には、あらかじめそのことを一般 a u 契約者に通知します。

第 12 条 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線の契約者は、その契約者回線が所属する包括回線グループの変更の請求をすることができます。

2 当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかに該当する場合を除いて、これを承諾します。

- (1) 変更後の包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約者名義が、請求のあった契約者回線に係る契約者名義と異なるとき。



- (2) 包括回線グループを変更することにより、請求のあった契約者回線に係る a u サービスの種類の変更を伴うとき。
  - (3) 包括回線グループを変更することにより、請求のあった契約者回線に係る基本使用料の料金種別について、W I N モジュール定額プランの適用又は廃止を伴うとき。
- 3 当社は、第 1 項の請求があったときは、その請求を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその包括回線グループを変更します。

( a u サービスの利用の一時中断)

第13条 当社は、一般 a u 契約者から当社所定の書面により請求があったときは、a u サービスの利用の一時中断（その電話番号を他に転用することなく a u サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

( a u サービスの利用の一時休止)

第14条 当社は、一般 a u 契約者から当社所定の書面により請求があったときは、a u サービスの利用の一時休止（その電話番号を他に転用することを条件として、a u サービスを一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。）を行います。

ただし、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線に係る a u サービス、第 5 種 a u パケット及び U I M サービス（タイプ II に限ります。）については、この限りではありません。

- 2 当社は、前項の規定により a u サービスの利用の一時休止を行った後、一般 a u 契約者から当社所定の書面により再利用の請求があったときは、第 9 条（契約申込みの承諾）の規定に準じて取り扱います。
- 3 a u サービスの利用の一時休止期間（a u サービスを利用できないようにした日から利用できるようにした日の前日までの間をいいます。以下同じとします。）は、5 年を限度とします。
- 4 a u サービスの利用の一時休止期間が 5 年を経過した後、一般 a u 契約者が新たに a u サービスの利用の一時休止又は再利用の請求を行わない場合において、その 5 年を経過した日から起算してさらに 5 年を経過したときは、その契約は、解除されたものとします。

( a u サービス利用権の譲渡)

第15条 a u サービス利用権の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

- 2 a u サービス利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、その a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

ただし、競売調書その他譲渡があったことを証明できる書類の添付をもって連署に代えることができます。

- 3 包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線に係る a u サービス利用権の譲渡の承認に関する請求は、包括回線グループを単位として行うことができます。
- 4 当社は、前 2 項の規定により a u サービス利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しないことがあります。
  - (1) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が a u 通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 第 2 項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。
  - (3) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が、第 68 条（利用停止）第 1 項又は第 69 条第 2 項各号の規定のいずれかに該当し、a u 通信サービスの利用を停止されたことがある又は a u 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (4) 第 100 条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (5) a u サービス利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している他の a u サービス（a u パケットを除きます。）に係る契約又はプリペイド電話契約の数の合計が 5 以上であるとき（譲り受けようとする a u サービス利用権に基づき a u パケットに係る a u 契約を締結する場合を除きます。）。

(6) その請求が次表に定める a u サービスの利用権の譲渡の承認に関するものであるとき

a u サービスの種類
a u 電話、第 1 種 a u デュアル、第 2 種 a u デュアル（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）、第 3 種 a u デュアル、第 1 種 a u パケット、第 3 種 a u パケット（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）、第 5 種 a u パケット又は U I M サービス（タイプ II に限ります。）

(7) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

- 5 前項の規定によるほか、当社は、その a u サービス利用権の譲渡の承認に関する請求が包括的管理の取扱いの適用に係るものであって、その請求を承認することにより別記36に反することとなる場合は、その請求を承認しません。
- 6 a u サービス利用権の譲渡があったときは、譲受人は、一般 a u 契約者の有していた一切の権利（預託金の返還を請求する権利を除きます。）及び義務を承継します。

(一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除)

第16条 一般 a u 契約者は、一般 a u 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

- 2 当社は、a u サービスの提供を受けている契約者回線について、包括的管理の取扱いの適用若しくは廃止を伴う請求又は別記36の規定に反することとなるその他の請求があったときは、その請求を前項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 3 一般 a u 契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その一般 a u 契約の解除について第 1 項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、第 2 種 a u パケットに係る一般 a u 契約者から、第12条（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が第 1 種定期 a u 契約であるものへの変更に限ります。）の請求があったときは、第 1 種定期 a u 契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその一般 a u 契約を解除します。

(当社が行う一般 a u 契約の解除)

第17条 当社は、第68条（利用停止）の規定により a u サービスの利用を停止された一般 a u 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その一般 a u 契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、一般 a u 契約者が第68条第 1 項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a u サービスの利用停止をしないでその一般 a u 契約を解除することがあります。
- 3 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記36に反することとなった場合は、その一般 a u 契約を解除することがあります。
- 4 前 3 項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその一般 a u 契約を解除します。
  - (1) 一般 a u 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったとき。
  - (2) 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係る一般 a u 契約者について、その契約者の地位の承継により別記36に反することとなったことを知ったとき。

(注) 当社は、本条第 1 項又は第 2 項の規定により、その一般 a u 契約を解除しようとするときは、あらかじめ一般 a u 契約者にそのことを通知します。

第18条 削除

(その他の提供条件)

第19条 一般a u契約に関するその他の提供条件については、別記6から8までに定めるところによります。

### 第3節 定期a u契約

(契約申込みの方法)

第20条 定期a u契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をそのa uサービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

- 2 前項の場合において、その申込みが第2種定期a u契約又は第3種定期a u契約に係るものであるときは、それぞれ所属する1の2年割グループ又は1の3年割グループを指定していただきます。
- 3 第1項の場合において、その申込みが第2種a uパッケージに係るものであるときは、所属する1の包括回線グループを指定していただきます。
- 4 一般a u契約者又は定期a u契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その新たに締結する定期a u契約の申込みについて第1項の契約申込書の提出があったものとみなします。この場合の申込事項については、その一般a u契約者から別段の申出がない限り、現に提供しているa uサービスに準じて取り扱います。
- 5 当社は、第2種a uパッケージに係る一般a u契約者から、第12条(包括回線グループの変更)に規定する包括回線グループの変更(その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が第1種定期a u契約であるものへの変更に限り)の請求があったときは、第1種定期a u契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 6 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその第1種定期a u契約を締結します。

(契約申込みの承諾)

第21条 当社は、定期a u契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。
  - (1) 定期a u契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
  - (2) 定期a u契約の申込みをした者が、第68条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、a u通信サービスの利用を停止されている又はa u通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
  - (3) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
  - (4) 定期a u契約(a uパッケージに係るものを除きます。)の申込みをした者が当社と締結している他のa uサービス(a uパッケージを除きます。)に係る契約又はプリペイド電話契約の数の合計が5以上であるとき。
  - (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 前項の規定によるほか、当社は、次に該当するときは、第2種a uパッケージに係る第1種定期a u契約の申込みを承諾しません。
  - (1) 第1種定期a u契約の申込みをした者が、指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約者と異なるとき。
  - (2) 申出のあった請求書の送付先が、指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る請求書の送付先と異なるとき。
  - (3) 指定のあった包括回線グループを構成する他の契約者回線に係るa u契約の種別が第1種定期a u契約でないとき。
- 5 第3項の規定によるほか、当社は、次の場合には、第2種定期a u契約又は第3種定期a

u 契約の申込みを承諾しません。

- (1) 指定のあった 2 年割グループを構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が10未満となる時。
  - (2) 指定のあった 3 年割グループを構成する契約者回線及び他網契約者回線の数が50未満となる時。
  - (3) 第 2 種定期 a u 契約又は第 3 種定期 a u 契約の申込みをした者が、指定のあった 2 年割グループ又は 3 年割グループを構成する契約者回線及び他網契約者回線に係る契約者と異なる時（当社が別に定める基準に適合する場合を除きます。）。
  - (4) その申込みが、新たに 2 年割グループ又は 3 年割グループを構成する申込みである時。
- 6 第 3 項の規定によるほか、当社は、第 3 種 a u パケット（包括的管理の取扱いを受けるものに限り。）に係る第 4 種定期 a u 契約の申込みを承諾しません。

（2 年割グループ又は 3 年割グループの変更）

第22条 第 2 種定期 a u 契約者は、その所属する 2 年割グループの変更の請求をすることができます。この場合、当社は、前 2 条の規定に準じて取り扱います。

2 第 3 種定期 a u 契約者が行う 3 年割グループの変更についても、前項と同様とします。

（定期 a u 契約の満了）

第23条 定期 a u 契約は、その契約に基づいて当社が a u サービスの提供を開始した日（その契約が次条の規定により更新されたものであるときは、その更新があった日とします。）を含む料金月から起算して、次表に規定する料金月が経過することとなる料金月の末日（以下「満了日」といいます。）をもって満了となります。

区 分	内 容
第 1 種定期 a u 契約	12料金月
第 2 種定期 a u 契約	24料金月（その契約が更新されたものであるときは、12料金月とします。）
第 3 種定期 a u 契約	36料金月（その契約が更新されたものであるときは、12料金月とします。）
第 4 種定期 a u 契約	24料金月

（定期 a u 契約の更新）

第24条 当社は、前条の規定により定期 a u 契約が満了した場合は、満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に定期 a u 契約を更新します。

2 当社は、定期 a u 契約について、更新日を含む料金月に契約の解除があったときは、その更新日に一般 a u 契約を締結したものとみなして取り扱います。

ただし、第 2 種 a u パケットに係る第 1 種定期 a u 契約又は第 5 種 a u パケットに係る第 4 種定期 a u 契約の解除があった場合は、この限りではありません。

（定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除）

第25条 定期 a u 契約者は、定期 a u 契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめその a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 当社は、定期 a u 契約者から第 21 条（契約申込みの承諾）第 5 項の規定に該当することとなる請求があったときは、その請求を前項の通知とみなして取り扱います。

3 当社は、a u サービスの提供を受けている契約者回線について、包括的管理の取扱いの適

用若しくは廃止を伴う請求又は別記36の規定に反することとなるその他の請求があったときは、その請求を第1項の通知があったものとみなして取り扱います。

- 4 定期 a u 契約者から契約変更を行いたい旨の申出があったときは、当社は、その定期 a u 契約の解除について第1項の通知があったものとみなして取り扱います。
- 5 当社は、第2種 a u パケットに係る第1種定期 a u 契約者から、第12条（包括回線グループの変更）に規定する包括回線グループの変更（その包括回線グループを構成する他の契約者回線に係る契約種別が一般 a u 契約であるものへの変更に限り、）の請求があったときは、一般 a u 契約への契約変更を行いたい旨の申出があったものとみなして取り扱います。
- 6 当社は、前項に規定する申出があったときは、その申出を承諾した日を含む料金月の翌料金月の初日にその第1種定期 a u 契約を解除します

（当社が行う定期 a u 契約の解除）

第26条 当社は、第68条（利用停止）の規定により a u サービスの利用を停止された定期 a u 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期 a u 契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期 a u 契約者が第68条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、a u サービスの利用停止をしないでその定期 a u 契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。
  - (1) 当社は、定期 a u 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、直ちにその定期 a u 契約を解除します。
  - (2) 当社は、第2種 a u パケットに係る第1種定期 a u 契約者について、その契約者の地位の承継により第21条（契約申込みの承諾）第4項第1号に該当することとなったことを知ったときは、直ちにその第1種定期 a u 契約を解除します。
  - (3) 当社は、第2種定期 a u 契約又は第3種定期 a u 契約について、第21条（契約申込みの承諾）第5項第1号又は第2号に該当することとなったときは、その該当することとなった日を含む料金月の翌料金月の初日にその第2種定期 a u 契約又は第3種定期 a u 契約を解除します。この場合、当社は、その解除となる第2種定期 a u 契約者又は第3種定期 a u 契約者について、その解除日に一般 a u 契約を締結したものとみなして取り扱います。
  - (4) 当社は、第2種定期 a u 契約者又は第3種定期 a u 契約者について、その契約者の地位の承継により第21条第5項第3号に該当することとなったときは、当社がその事実を認知した日を含む料金月の初日にその地位の承継のあった契約者回線に係る第2種定期 a u 契約又は第3種定期 a u 契約を解除します。この場合、当社は、その解除となる第2種定期 a u 契約者又は第3種定期 a u 契約者について、その解除日に一般 a u 契約を締結したものとみなして取り扱います。
  - (5) 当社は、包括的管理の取扱いの適用を受けている契約者回線について、別記36に反することとなった場合は、その定期 a u 契約を解除することがあります。

（注）当社は、本条第1項又は第2項の規定により、その定期 a u 契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期 a u 契約者にそのことを通知します。

（その他の提供条件）

第27条 定期 a u 契約における契約の単位、契約者暗証番号、電話番号、包括回線グループの変更、契約者確認、a u サービスの利用の一時中断、a u サービス利用権の譲渡並びに当社が行う、a u サービスの種類の廃止及び変更の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

ただし、第2種定期 a u 契約者又は第3種定期 a u 契約者に係る a u サービス利用権については、譲渡することができません。

- 2 定期 a u 契約に関するその他の提供条件については、別記6から8までに定めるところによります。

## 第4節 プリペイド電話契約

### (契約申込みの方法)

第28条 プリペイド電話契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその契約申込書の記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

### (契約申込みの承諾)

第29条 当社は、プリペイド電話契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (2) プリペイド電話契約の申込みをした者が、第68条(利用停止)第1項第2号から第8号又は第69条第2項各号の規定のいずれかに該当し、a u通信サービスの利用を停止されたことがある又はa u通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
- (4) プリペイド電話契約の申込みをした者が当社と締結している他のa uサービス(a uパケットを除きます。)に係る契約又はプリペイド電話契約の数の合計が5以上であるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

### (プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い)

第30条 当社は、携帯音声通信事業者による契約者等の本人確認等及び携帯音声通信役務の不正な利用の防止に関する法律(平成17年法律第31号)の規定に基づき、プリペイド契約者に対して、契約者確認を行うことがあります。

この場合においては、プリペイド電話契約者は、当社の定める期日までに、当社が別に定める方法により契約者確認に応じていただきます。

2 前項の規定によるほか、当社は、プリペイド電話契約者が、そのプリペイド電話の提供を受けるものとしてそのプリペイド電話契約上の地位を有していることについての確認が必要であると認める場合、その確認を行うことがあります。

この場合においては、プリペイド電話契約者は、当社の求めに応じ、当社所定の書面及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

### (プリペイド電話契約に基づく権利の譲渡)

第31条 プリペイド電話契約に基づくプリペイド電話の提供を受ける権利(以下「プリペイド電話利用権」といいます。)の譲渡は、当社の承認を受けなければ、その効力を生じません。

2 プリペイド電話利用権の譲渡の承認を受けようとするときは、当事者が連署した当社所定の書面に、当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものを添えて、そのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に請求していただきます。

3 当社は、前項の規定によりプリペイド電話利用権の譲渡の承認を求められた場合であって、次に該当するときは、これを承認しない場合があります。

- (1) 前項に基づき提出された当社所定の書面又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (2) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者が、第68条(利用停止)第1項第2号から第8号又は第69条第2項各号の規定のいずれかに該当し、a u通信サービスの利用を停止されたことがある又はa u通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (3) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。

- (4) プリペイド電話利用権を譲り受けようとする者が当社と締結している他の a u サービス ( a u パケットを除きます。)に係る契約又はプリペイド電話契約の数の合計が 5 以上であるとき。
  - (5) その請求がプリペイドの利用権の譲渡の承認に関するものであるとき。
  - (6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。
- 4 プリペイド電話利用権の譲渡があったときは、譲受人は、プリペイド電話契約者の有していた一切の権利及び義務を承継します。

(プリペイド電話契約者が行うプリペイド電話契約の解除)

第32条 プリペイド電話契約者は、プリペイド電話契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのプリペイド電話の契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

(当社が行うプリペイド電話契約の解除)

第33条 当社は、第69条第1項の規定によりプリペイド電話の利用を停止されたプリペイド電話契約者(第69条第1項の適用を受けそのプリペイド電話の利用を停止されている者であって、同条第2項の適用を受けているものを含みます。)が、第69条第1項に基づく利用停止があった日の翌日から起算して90日以内に第84条(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等)第1項に規定する前払い通話料の登録を行わなかったときは、そのプリペイド電話契約を解除します。

- 2 当社は、第69条第2項の規定によりプリペイド電話の利用を停止された契約者回線について、なおその事実が解消されない場合は、そのプリペイド電話契約を解除することがあります。
- 3 前項の規定にかかわらず、当社は、次のいずれかに該当するときは、その定めるところによります。
  - (1) プリペイド電話の利用において第69条第2項各号の規定のいずれかに該当する場合であって、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、プリペイド電話の利用停止をしないでそのプリペイド電話契約を解除することがあります。
  - (2) 第31条(プリペイド電話契約に基づく権利の譲渡)の規定に反し、当社の承諾を得ずにプリペイド電話利用権の移転を行ったときは、当社は、プリペイド電話の利用を停止しないで、そのプリペイド電話利用権に係るプリペイド電話契約を解除します。

(注) 当社は、本条第2項又は第3項第1号の規定により、そのプリペイド電話契約を解除しようとするときは、あらかじめプリペイド電話契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第34条 契約の単位及び電話番号の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

## 第5節 定期前払 a u 契約

(契約申込みの方法)

第35条 定期前払 a u 契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をその定期前払 a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。

(契約申込みの承諾)

第36条 当社は、定期前払 a u 契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。

3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 定期前払 a u 契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。
- (2) 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。
- (3) 定期前払 a u 契約の申込みをした者が、第68条（利用停止）第1項各号の規定のいずれかに該当し、a u 通信サービスの利用を停止されている又は a u 通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。
- (4) 第100条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反するおそれがあるとき。
- (5) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

4 前項の規定によるほか、当社は、その申込みに係る契約者回線に接続しようとする端末設備がデュアル端末（当社が別に定めるものに限りません。）以外のものであるときに、その申込みを承諾しません。

（定期前払 a u サービス利用権の譲渡等）

第37条 定期前払 a u 契約者に係る定期前払 a u サービス利用権（当社から定期前払 a u サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。）については、譲渡することができません。

（定期前払 a u 契約の満了）

第38条 定期前払 a u 契約は、その契約に基づいて当社がその定期前払 a u サービスの提供を開始した日を含む料金月の翌料金月の初日（当社が別に定める方法によりその定期前払 a u サービスの提供を開始した日が料金月の初日である場合は、その料金月の初日とし、次条により定期前払 a u 契約を更新した場合は、その定期前払 a u 契約の更新日とします。）から起算して、12料金月が経過することとなる料金月の末日（以下、「定期前払 a u 契約の満了日」といいます。）をもって満了となります。

（定期前払 a u 契約の更新）

第39条 当社は、前条の規定により定期前払 a u 契約が満了した場合は、その定期前払 a u 契約者から解除の申出がない限り、その定期前払 a u 契約の満了日の翌日（以下、「定期前払 a u 契約の更新日」といいます。）に定期前払 a u 契約を更新します。

（定期前払 a u 契約者が行う定期前払 a u 契約の解除）

第40条 定期前払 a u 契約者は、定期前払 a u 契約を解除しようとするときは、そのことをその定期前払 a u サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）

第41条 前条によるほか、当社は、第68条（利用停止）の規定により定期前払 a u サービスの利用を停止された定期前払 a u 契約者が、なおその事実を解消しない場合は、その定期前払 a u 契約を解除することがあります。

- 2 前項の規定にかかわらず、当社は、定期前払 a u 契約者が第68条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、定期前払 a u サービスの利用停止をしないでその定期前払 a u 契約を解除することがあります。
- 3 前2項の規定にかかわらず、定期前払 a u 契約者について、破産法、民事再生法又は会社更生法の適用の申立てその他これらに類する事由が生じたことを知ったときは、当社は、直ちにその定期前払 a u 契約を解除します。

（注）当社は、本条第1項又は第2項の規定により、その定期前払 a u 契約を解除しようとするときは、あらかじめ定期前払 a u 契約者にそのことを通知します。



(その他の提供条件)

第42条 定期前払 a u 契約における契約の単位、契約者暗証番号、電話番号、契約者確認、定期前払 a u サービスの利用の一時中断並びに当社が行う定期前払 a u サービスの種類の廃止及び変更の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

2 定期前払 a u 契約に関するその他の提供条件については、別記 6 から 8 までに定めるところによります。

## 第 6 節 ローミング契約

(ローミング契約)

第43条 特定事業者が提供する電気通信サービス(特定事業者の a u 通信サービス契約約款に規定する a u サービス、プリペイド電話及び W I N 特定接続サービスに限ります。以下この条及び次条において同じとします。)を受けるための契約を締結している者は、当社とローミング契約を締結していることとなります。

(特定事業者の契約約款による制約等)

第44条 ローミング契約者は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款に基づき、特定事業者が提供する電気通信サービスを利用することができないときは、ローミングの提供を受けることはできません。

(電話番号)

第45条 ローミングの電話番号は、特定事業者が定めた番号とします。

(ローミングに係る端末設備の工事等)

第46条 ローミング契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

(当社が行うローミング契約の解除)

第47条 当社は、そのローミングと同一の種類の a u サービスを廃止したときは、そのローミング契約を解除します。

## 第 7 節 緊急通報用電話契約

(契約の単位)

第48条 当社は、契約者回線 1 回線ごとに 1 の緊急通報用電話契約を締結します。この場合、緊急通報用電話契約者は、1 の緊急通報用電話契約につき 1 人に限ります。

(緊急通報用電話契約申込みをすることができる者の条件)

第49条 緊急通報用電話契約の申込みをすることができる者は、警察機関、海上保安機関又は消防機関に限ります。

(緊急通報用電話の提供)

第50条 緊急通報用電話契約の申込みがあったときは、当社は、その申込者と協議し、その必要が認められ、かつ可能な範囲で提供します。

(契約者回線の終端等)

第51条 当社は、緊急通報用電話契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、当社の線路から原則として最短距離にあって、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2 当社は、前項の地点を定めるときは、緊急通報用電話契約者と協議します。

(緊急通報用電話契約者からの契約者回線及び端末設備の設置場所の提供等)

第52条 契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社が契約者回線及び端末設備を設置するために必要な場所は、緊急通報用電話契約者から提供していただきます。

2 緊急通報用電話契約者は、契約者回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。）又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。

3 当社が緊急通報用電話契約に基づき提供する契約者回線又は端末設備に必要な電気は、緊急通報用電話契約者から提供していただくことがあります。

（緊急通報用電話の電話番号）

第53条 緊急通報用電話の電話番号は、次のとおりとします。

区 別	電 話 番 号
警察機関に提供される緊急通報用電話	1 1 0
海上保安機関に提供される緊急通報用電話	1 1 8
消防機関に提供される緊急通報用電話	1 1 9

（緊急通報用電話契約に基づく権利の譲渡の禁止）

第54条 緊急通報用電話契約者が緊急通報用電話契約に基づいて緊急通報用電話の提供を受ける権利は、譲渡することができません。

（契約者回線の移転）

第55条 緊急通報用電話契約者は、契約者回線の移転の請求をすることができます。

2 前項の請求があったときは、当社は、第50条（緊急通報用電話の提供）の規定に準ずるものとします。

（その他の提供条件）

第56条 契約申込みの方法、緊急通報用電話の利用の一時中断、緊急通報用電話契約者が行う緊急通報用電話契約の解除及び当社が行う緊急通報用電話契約の解除の取扱いについては、一般 a u 契約の場合に準ずるものとします。

2 緊急通報用電話契約に関するその他の提供条件については、別記7に定めるところによります。

## 第8節 特定プリペイド通話契約

（特定プリペイド通話契約）

第56条の2 特定MVNO契約者は、当社と特定プリペイド通話契約を締結していることとなります。

（特定MVNO事業者の契約約款による制約等）

第56条の3 特定プリペイド通話契約者は、特定MVNO事業者の契約約款（別記38に定めるものをいいます。以下「特定MVNO契約約款」といいます。）に基づき、特定MVNO通信サービスを利用することができないときは、特定プリペイド通話サービスの提供を受けることはできません。

（電話番号）

第56条の4 特定プリペイド通話サービスの電話番号は、特定MVNO事業者が定めた番号とします。

(特定プリペイド通話サービスに係る端末設備の工事等)  
第56条の5 特定プリペイド通話契約者は、端末設備又は自営電気通信設備に関する工事その他の請求をすることはできません。

(当社が行う特定プリペイド通話契約の解除)  
第56条の6 当社は、その特定MVNO事業者との間で締結されている特定MVNO契約の解除があったときは、その特定プリペイド通話契約を解除します。

## 第9節 WIN特定接続契約

(契約申込みの方法)  
第56条の7 WIN特定接続契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書及び当社がその記載内容を確認するための書類として当社が別に定めるものをそのWIN特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に提出していただきます。  
この場合において、WIN特定接続契約の申込みをする者は、1の特定接続事業者を指定し、当社に申し出ていただきます。

(契約申込みの承諾)  
第56条の8 当社は、WIN特定接続契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。  
2 前項の規定にかかわらず、当社は、通信の取扱上余裕がないときは、その申込みの承諾を延期することがあります。  
3 前2項の規定にかかわらず、当社は、次の場合には、その申込みを承諾しないことがあります。  
(1) WIN特定接続契約の申込みをした者が当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。  
(2) 前条に基づき提出された契約申込書又はその確認のための書類に不備があるとき。  
(3) WIN特定接続契約の申込みをした者が、第68条(利用停止)第1項各号の規定のいずれかに該当し、au通信サービスの利用を停止されている又はau通信サービスに係る契約の解除を受けたことがあるとき。  
(4) 第100条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。  
(5) 前条の規定により指定した特定接続事業者から、その特定接続事業者が提供する電気通信サービス(当社の接続約款に定めるWIN直収パケット通信機能を利用するもの)に限ります。以下、この第9節において同じとします。)に係る契約の申込みについて承諾が得られないとき。  
(6) その他当社の業務の遂行上支障があるとき。

(WIN特定接続サービスの利用の一時中断)  
第56条の9 WIN特定接続契約者は、WIN特定接続サービスの利用の一時中断を請求することはできません。

(WIN特定接続サービスの利用の一時休止)  
第56条の10 WIN特定接続契約者は、WIN特定接続サービスの利用の一時休止を請求することはできません。

(WIN特定接続サービス利用権の譲渡等)  
第56条の11 WIN特定接続契約者に係るWIN特定接続サービス利用権(当社からWIN特定接続サービスの提供を受ける権利をいいます。以下同じとします。)については、譲渡することができません。

(WIN特定接続契約者が行うWIN特定接続契約の解除)

第56条の12 W I N特定接続契約者は、W I N特定接続契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめそのW I N特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に当社所定の方法により通知していただきます。

2 W I N特定接続契約者は、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除があったときは、そのことを速やかにW I N特定接続サービスの契約事務を行うサービス取扱所に通知していただきます。この場合において、当社はそれを前項の通知として取り扱います。

(当社が行うW I N特定接続契約の解除)

第56条の13 当社は、第68条(利用停止)の規定によりW I N特定接続サービスの利用を停止されたW I N特定接続契約者が、なおその事実を解消しない場合は、そのW I N特定接続契約を解除することがあります。

2 前項の規定にかかわらず、当社は、W I N特定接続契約者が第68条第1項各号の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められるときは、W I N特定接続サービスの利用停止をしないでそのW I N特定接続契約を解除することがあります。

3 当社は、W I N特定接続契約者から前条第2項に定める通知がない場合であっても、その特定接続事業者が提供する電気通信サービスに係る契約の解除があったことを知ったときは、その契約者回線に係るW I N特定接続契約を解除します。

(注) 当社は、本条第1項又は第2項の規定により、そのW I N特定接続契約を解除しようとするときは、あらかじめW I N特定接続契約者にそのことを通知します。

(その他の提供条件)

第56条の14 W I N特定接続契約における契約の単位、契約者暗証番号、契約者確認及び電話番号の取扱いについては、一般a u契約の場合に準ずるものとします。

2 W I N特定接続契約に関するその他の提供条件については、別記6から7までに定めることによります。

## 第4章 オプション機能

### (オプション機能の提供)

第57条 当社は、a u 契約者から請求があったときは、別表1に規定するオプション機能を提供します。

2 別表1に規定するオプション機能のうち、別記30に定める機能については、前項の規定にかかわらず、a u 契約者から請求があったものとみなして取り扱います。

ただし、a u 契約者から利用拒否の意思表示があった場合は、この限りではありません。

3 当社は、プリペイド電話の契約者回線について、別記31に定めるオプション機能を提供します。

4 当社は、定期前払a uサービスの契約者回線について、別記31の2に定めるオプション機能を提供します。

5 当社は、ローミング契約者が、特定事業者から当社のオプション機能に相当する機能の提供を受けている場合は、そのオプション機能を提供します。

### (包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るオプション機能の取扱い)

第58条 包括的管理の取扱いの適用を受ける契約者回線に係るオプション機能の利用の請求は、新たに包括回線グループを設定する際に、その設定する包括回線グループを単位として行っていただきます。

2 当社は、包括回線グループに追加された契約者回線については、その追加の請求をオプション機能(前項の規定によりその包括回線グループに提供されているものに限り)の利用の請求とみなして取り扱います。

3 a u 契約者は、前2項の規定により提供されているオプション機能の廃止の申出をすることができません。

4 前項の規定にかかわらず、当社は、包括回線グループの変更の請求を行った契約者回線については、その変更の請求をオプション機能(第1項の規定により変更前の包括回線グループに提供されているものに限り)の廃止の申出があったものとみなして取り扱います。

### (a uサービスの利用の一時中断があった場合の取扱い)

第59条 当社は、a uサービスの利用の一時中断があったときは、そのオプション機能の利用の一時中断を行います。

### (a uサービスの利用の一時休止があった場合の取扱い)

第60条 当社は、a uサービスの利用の一時休止があったときは、そのオプション機能を廃止します。

### (権利の譲渡があった場合の取扱い)

第61条 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、a uサービス利用権の譲渡があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、第15条(a uサービス利用権の譲渡)又は第27条(その他の提供条件)の規定にかかわらず、そのオプション機能を廃止します。

### (地位の承継があった場合の取扱い)

第61条の2 当社は、オプション機能を提供している契約者回線について、a u契約者の地位の承継があった場合であって、別表1に別段の定めがあるときは、そのオプション機能を廃止します。

## 第5章 a u l Cカードの貸与等

### ( a u l Cカードの貸与)

- 第62条 当社は、契約者（ a u 契約者（ U I Mサービスに係るものに限ります。）又はプリペイド電話契約者（その契約者回線に関して、 a u l Cカード対応端末を利用しているものに限ります。）に限ります。以下この章において同じとします。）に対し、 a u l Cカードを貸与します。この場合において、貸与する a u l Cカードの数は、1の a u 契約につき1とします。
- 2 当社は、技術上及び業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、当社が貸与する a u l Cカードを変更することがあります。この場合は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

### (電話番号その他の情報の登録等)

- 第63条 当社は、次の場合に、当社の貸与する a u l Cカードに電話番号その他の情報の登録等を行います。
- (1) a u l Cカードを貸与するとき。
- (2) その他、当社の a u l Cカードの貸与を受けている契約者から、その a u l Cカードへの電話番号その他の情報の登録等を要する請求があったとき。
- 2 当社は、前項の規定によるほか、第11条（電話番号）第2項又は第94条（修理又は復旧の場合の暫定措置）の規定により電話番号を変更する場合は、電話番号の登録等を行います。

### ( a u l Cカードの情報消去及び返還)

- 第64条 当社は、次の場合には、当社の貸与する a u l Cカードに登録された電話番号その他の情報を、当社が別に定める方法により消去します。
- (1) その a u l Cカードの貸与に係る a u 契約の解除があったとき（定期 a u 契約の解除と同時に新たに一般 a u 契約を締結した場合又は一般 a u 契約の解除と同時に新たに定期 a u 契約を締結した場合であって、当社が別に定めるときを除きます。）
- (2) その a u l Cカードの貸与に係るプリペイド電話契約の解除があったとき。
- (3) その U I Mサービスの利用の一時休止を請求し、その承諾を受けたとき。
- (4) U I Mサービス以外の種類への変更があったとき。
- (5) その他、 a u l Cカードを利用しなくなったとき。
- 2 当社の a u l Cカードの貸与を受けている契約者は、前項の各号に該当する場合、その a u l Cカードを、当社が別に定める方法により、当社が指定する a u サービス取扱所へ速やかに返還していただきます。
- 3 前項の規定によるほか、第62条（ a u l Cカードの貸与）第2項の規定により、当社が a u l Cカードの変更を行った場合、契約者は、変更前の a u l Cカードを返還していただきます。

### ( a u l Cカードの管理責任)

- 第65条 当社の a u l Cカードの貸与を受けている契約者は、その a u l Cカードを善良な管理者の注意をもって管理していただきます。
- 2 当社の a u l Cカードの貸与を受けている契約者は、 a u l Cカードについて盗難にあった場合、紛失した場合又は毀損した場合は、速やかに当社に届け出ていただきます。
- 3 当社は、第三者が a u l Cカードを利用した場合であっても、その a u l Cカードの貸与を受けている契約者が利用したものとみなして取り扱います。
- 4 当社は、 a u l Cカードの盗難、紛失又は毀損に起因して生じた損害等について、責任を負わないものとします。

### ( a u l Cカード暗証番号)

- 第66条 契約者は、当社が別に定める方法により、 a u l Cカードに、 a u l Cカード暗証番号（その a u l Cカードを利用する者を識別するための数字の組合せをいいます。）を登録することができます。この場合において、当社からその a u l Cカードの貸与を受けている契約者以外の者が登録を行った場合、当社は、その契約者が登録を行ったものとみなします。

2 契約者は、au ICカード暗証番号を善良な管理者の注意をもって管理していただきます。

## 第6章 利用中止及び利用停止

### (利用中止)

第67条 当社は、次の場合には、a u通信サービスの利用を中止することがあります。

- (1) 当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
- (2) 特定の契約者回線から、多数の不完了呼（相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。）を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
- (3) 第75条（通信利用の制限等）の規定により、通信利用を中止するとき。

2 前項に規定する場合のほか、当社は、その契約者回線について、その料金月におけるa u通信サービスの利用が著しく増加し、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると認めた場合は、一時的にa u通信サービスの利用を中止することがあります。

この場合において、料金等の回収に支障が生じるおそれがあると当社が判断した事由が解消されたときは、その利用の中止を解除します。

(注) 当社は、本条の規定によりa u通信サービスの利用を中止するときは、あらかじめそのことをその契約者（プリペイド電話契約者を除きます。）及びWIN特定接続契約者に通知します。

ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

### (利用停止)

第68条 当社は、契約者等（契約者（プリペイド電話契約者を除きます。）又はWIN特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（a u通信サービスの料金その他の債務を支払わないときは、その料金その他の債務が支払われるまでの間、第2号、第3号又は第5号の規定に該当するときは、当社が契約者等本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）、そのa u通信サービスの利用を停止することがあります。

- (1) 料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき（支払期日を経過した後、サービス取扱所（料金収納事務を行う当社の事業所に限ります。）以外において支払われた場合であって、当社がその支払いの事実を確認できないときを含みます。以下この条において同じとします。）。
- (2) a u通信サービスに係る契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。
- (3) 別記6若しくは7の規定に違反したとき、又は別記6若しくは7の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。
- (4) 契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他のa u通信サービスに係る料金その他の債務又は契約者等が当社と契約を締結している若しくは締結していた他の電気通信サービスに係る料金等の債務（その契約約款等に定める料金その他の債務をいいます。）について、支払期日を経過してもなお支払わないとき。
- (5) 第10条（一般a u契約者の契約者確認の取扱い）（第27条（その他の提供条件）、第42条（その他の提供条件）又は第56条の14（その他の提供条件）において準用する場合を含みます。）の規定に違反したとき。
- (6) 契約者等がそのa u通信サービス又は当社と契約を締結している他のa u通信サービスの利用において第100条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めたとき。
- (7) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。
- (8) 別記9若しくは10の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記11に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。
- (9) 別記12、13、14又は15の規定に違反したとき。



(10) 第85条（預託金）に規定する預託金を預け入れないとき。

(注) 当社は、本条の規定により a u 通信サービスの利用を停止するときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をその契約者等に通知します。

ただし、本条第6号の規定により、a u 通信サービスの利用を停止する場合（次の各号に掲げる場合に限りです。）であって、緊急やむを得ないときは、この限りではありません。

(ア) 第100条（利用に係る契約者の義務）第1項第3号の規定に違反する場合

(イ) 第100条（利用に係る契約者の義務）第1項第5号の規定に違反する場合（専ら別記21の3の規定に基づく場合を除きます。）

第69条 当社は、そのプリペイド電話契約において、第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）に規定する利用有効期間が経過したときは、当社は、そのプリペイド電話契約者が同条第1項の規定に基づき前払い通話料の登録を行うまでの期間、そのプリペイド電話の利用を停止します。

2 当社は、プリペイド電話契約者が次のいずれかに該当するときは、6か月以内で当社が定める期間（第1号から第3号の規定に該当するときは、当社が契約者本人を確認するための書類として当社が別に定めるものを、当社が別に定めるサービス取扱所に提出していただくまでの間）そのプリペイド電話の利用を停止することがあります。

(1) プリペイド電話契約の申込みに当たって当社所定の書面に事実と反する記載を行ったことが判明したとき。

(2) 別記6若しくは7の規定に違反したとき、又は別記6若しくは7の規定により届け出た内容について事実と反することが判明したとき。

(3) 第30条（プリペイド電話契約者の契約者確認の取扱い）の規定に違反したとき。

(4) プリペイド電話契約者がそのプリペイド電話又は当社と契約を締結している他の a u 通信サービスの利用において第100条（利用に係る契約者の義務）の規定に違反したと当社が認めるとき。

(5) 契約者回線に端末設備又は自営電気通信設備を当社の承諾を得ずに接続したとき。

(6) 別記9若しくは10の規定に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき又はその検査の結果、技術基準等（別記11に規定する技術基準及び技術的条件をいいます。以下同じとします。）に適合していると認められない端末設備若しくは自営電気通信設備の契約者回線への接続を取りやめなかったとき。

(7) 別記12、13、14又は15の規定に違反したとき。

3 プリペイド電話契約者は、第1項の規定によりそのプリペイド電話の利用を停止されている場合であっても、第2項各号のいずれかに該当した場合は、同項の適用を免れるものではありません。

(注) 当社は、本条の規定によりプリペイド電話の利用を停止するときは、あらかじめそのことをプリペイド電話契約者に通知します。

ただし、次に定める場合は、この限りではありません。

(ア) 本条第1項の規定により利用を停止するとき。

(イ) 本条第2項（第100条（利用に係る契約者の義務）第1項第3号の規定に違反する場合又は第100条第1項第5号の規定に違反する場合（専ら別記21の3の規定に基づく場合を除きます。））に限りです。）の規定により利用を停止する場合であって、緊急やむを得ないとき。

## 第7章 通信

### 第1節 通信の種類等

(通信の種類)

第70条 通信には、次の種類があります。

種 類	内 容
1 一般通信	2 以外の通信
2 相互接続通信	相互接続点との間の通信

2 契約者回線からの通話は、次のとおり区別します。

区 別	内 容
1 通常通話	2 以外の通話
2 プリペイド通話	第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款に定めるところにより通話に関する料金を前払い登録して行う通話

3 プリペイド電話契約者（その移動無線装置に関して特定事業者との間にプリペイド電話契約に相当する契約を締結しているローミング契約者を含みます。）又は特定プリペイド通話契約者に係る契約者回線からの通話については、プリペイド通話及びその料金の支払いを要しない通話（当社が別に定める通話に限ります。）に限り行うことができます。。

4 定期前払 a u サービスの契約者回線からの通話については、通常通話に限り行うことができます。

(電波伝播条件による通信場所の制約)

第71条 通信は、その移動無線装置が別記2で定めるサービス区域内に在圏する場合に限り行うことができます。

ただし、そのサービス区域内にあっても、屋内、地下、トンネル、ビルの陰、山間部、海上等電波の伝わりにくいところでは、通信を行うことができない場合があります。

(相互接続に伴う通信)

第72条 当社相互接続点との間の通信は、当社が定めた通信に限り行うことができます。

2 他社相互接続点との間の通信は、相互接続協定等に基づき当社が定めた通信に限り行うことができます。

3 相互接続協定に基づく相互接続の一時停止若しくは相互接続協定の解除又は協定事業者における電気通信事業の休止の場合は、その協定事業者に係る他網相互接続通信（この約款で提供する a u 通信サービス以外の電気通信サービスに係る電気通信設備における通信をいいます。以下同じとします。）を行うことはできません。

4 当社は、特定接続事業者の相互接続点における通信の総量が、相互接続協定等に基づき当社が別に定めるデータ量を超える又は超える恐れがあると当社が認めたときは、その通信の利用を中止する措置をとることがあります。

(特定事業者との間で継続して接続する通信)

第73条 当社は、当社のサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、特定事業者が継続して接続し、終了した通信については、その通信を当社のサービス区域内において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

- 2 当社は、特定事業者の電気通信サービスのサービス区域において開始した通信であって、移動無線装置の移動に伴って、当社が継続して接続し、終了した通信については、その通信を開始した時点の特定事業者のサービス区域において開始し終了した通信とみなして取り扱います。

(プリペイド通話の取扱い)

第74条 プリペイド通話は、当社が別に定める通話に限り行うことができます。

- 2 契約者又は特定プリペイド通話契約者は、前項の規定にかかわらず、第84条（プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等）又は特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき登録した通話料の残高がないときは、プリペイド通話を行うことができません
- 3 当社は、プリペイド通話を行っている場合において、前項の状態となったときは、その通話を打ち切ります。

## 第2節 通信利用の制限等

(通信利用の制限等)

第75条 当社は、通信が著しくふくそうし、通信の全部を接続することができなくなったときは、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする通信を優先的に取り扱うため、次の措置を執ることがあります。

- (1) 次に掲げる機関が使用している契約者回線（当社がそれらの機関との協議により定めたものに限り、）以外のものによる通信の利用を中止する措置（特定の地域の契約者回線等への通信を中止する措置を含みます。）

機 関 名
気象機関 水防機関 消防機関 災害救助機関 秩序の維持に直接関係がある機関 防衛に直接関係がある機関 海上の保安に直接関係がある機関 輸送の確保に直接関係がある機関 通信役務の提供に直接関係がある機関 電力の供給に直接関係がある機関 水道の供給に直接関係がある機関 ガスの供給に直接関係がある機関 選挙管理機関 別記16の基準に該当する新聞社等の機関 預貯金業務を行う金融機関 その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関

- (2) 特定の相互接続点への通信の利用を制限する措置

第76条 前条の規定による場合のほか、当社は、次の通信利用の制限を行うことがあります。

- (1) 通信が著しくふくそうする場合に、通信時間又は特定地域の契約者回線等への通信の利用を制限すること。
- (2) 電子メール（別表1に規定する E Z w e b 電子メール又は I S N E T 電子メールをいいます。以下この条において同じとします。）に係る通信が著しくふくそうする場合に、電子メールの配信を制限すること。

- (3) 電子メールに係る通信において、多数のメールアドレスを指定して送信された電子メールであって、その電子メールのあて先に実在しないメールアドレスが著しく多いと当社が認めた場合に、その電子メールの配信を拒否すること。
- (4) 契約者が電子メールを利用して送信した電子メールについて、その電子メールの転送を継続して行うことがa u通信サービスの提供に重大な支障を及ぼすと当社が認めた場合に、その電子メールの転送を停止すること。
- (5) 契約者回線を当社が別に定める一定時間以上継続して保留し当社の電気通信設備を占有する等、その通信がa u通信サービスの提供に支障を及ぼすおそれがあると当社が認めた場合に、その通信を切断すること。
- (6) 当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量に比し過大と認められる通信を発生させる等、その契約者回線を用いて行われた通信が当社の電気通信設備の容量を逼迫させた、若しくは逼迫させるおそれを生じさせた、又は他の契約者回線に対する当社のa u通信サービスの提供に支障を及ぼした、若しくは及ぼすおそれを生じさせたと当社が認めた場合に、当社の電気通信設備において取り扱う通信の総量が増加する時間帯において、その契約者回線に係る通信の帯域を制限すること。

第76条の2 当社は、一般社団法人インターネットコンテンツセーフティ協会が児童ポルノの流通を防止するために作成した児童ポルノアドレスリスト（同協会が定める児童ポルノアドレスリスト提供規約に基づき当社が提供を受けたインターネット上の接続先情報をいいます。）において指定された接続先との間の通信を制限することがあります。

## 第8章 料金等

### 第1節 料金及び工事に関する費用

(料金及び工事に関する費用)

第77条 a u通信サービスの料金は、料金表第1表(a u通信サービスに関する料金)に規定する基本使用料等、通話料、パケット通信料、契約解除料、手続きに関する料金及びユニバーサルサービス料とし、基本使用料等は、a u通信サービスの態様に応じて、基本使用料及びオプション機能使用料を合算したものとします。

2 a u通信サービスの工事に関する費用は、料金表第2表(工事費)に規定する工事費とします。

3 前2項の規定にかかわらず、W I N特定接続サービスの料金は、特定接続事業者がそのW I N特定接続サービスに係る他網相互接続通信と合わせて定めることとし、料金の請求等料金に関するその他の取扱いについては、この約款の規定にかかわらず特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

4 ローミング(特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定するW I N特定接続サービスの提供を受けているものに限り、)の料金については、特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定するW I N特定接続サービスの料金に定めるところによります。

### 第2節 料金等の支払義務

(基本使用料等の支払義務)

第78条 契約者(プリペイド電話契約者、ローミング契約者及び緊急通報用電話契約者を除きます。以下この条において同じとします。)は、その契約に基づいて当社が契約者回線又はオプション機能の提供を開始した日から起算して契約の解除又はオプション機能の廃止があった日の前日までの期間(提供を開始した日と解除又は廃止があった日が同一の日である場合は、その日)について、料金表第1表第1(基本使用料等)に規定する料金(以下この条において「料金」といいます。)の支払いを要します。

ただし、この約款又は料金表に特段の定めのある場合は、この限りではありません。

2 前項の期間において、利用の一時中断等によりa u通信サービスを利用することができない状態が生じたときの料金の支払いは、次によります。

(1) 利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(2) 利用停止があったときは、契約者は、その期間中の料金の支払いを要します。

(3) 前2号の規定によるほか、契約者は、次の場合を除き、a u通信サービスを利用できなかった期間中の料金の支払いを要します。

区 別	支払いを要しない料金
1 契約者の責めによらない理由によりそのa u通信サービスを全く利用することができない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。	そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのa u通信サービスについての料金
2 a u通信サービスの利用の一時休止をしたとき。	a u通信サービスの利用の一時休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのa u通信サービスについての料金

- 3 前2項の規定にかかわらず、a u 契約者は、別表1に規定する海外ローミング機能については、その利用形態に応じて、料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金の支払いを要します。
- 4 当社は、支払いを要しないこととされた料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。

（注）基本使用料の日割りについては、料金表通則に定めるところによります。

（通話料及びパケット通信料の支払義務）

- 第79条 契約者又は特定プリペイド通話契約者は、その契約者回線からの通話（その契約者回線の契約者以外の者が行った通話を含みます。）について、別記17の規定により測定した通話時間又は送信回数と料金表第1表第2（通話料）及び第5（プリペイド通話に係る前払い通話料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
- 2 契約者は、その契約者回線と契約者回線等との間のパケット通信（その契約者回線の契約者以外の者が行ったパケット通信を含みます。）について、別記18の規定により測定した情報量と料金表第1表第3（パケット通信料）の規定とに基づいて算定した料金の支払いを要します。
  - 3 相互接続通信（W I N特定接続サービスに係るものを除きます。）の料金の支払義務については、前2項の規定にかかわらず、第88条（相互接続通信の料金の取扱い）に規定するところによります。
  - 4 契約者又は特定プリペイド通話契約者は、通話料又はパケット通信料について、当社の機器（協定事業者の機器を含みます。）の故障等により正しく算定することができなかった場合は、過去の利用実績等を勘案して当社が別記19に規定する方法により算定した料金額の支払いを要します。

（定期 a u 契約に係る契約解除料の支払義務）

- 第80条 定期 a u 契約者は、更新日以外の日に定期 a u 契約の解除があったときは、別記20に定める場合を除き、料金表第1表第4（契約解除料）に規定する料金の支払いを要します。

（手続きに関する料金の支払義務）

- 第81条 契約者は、a u 通信サービスに係る契約の申込み又は手続きを要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第1表第6（手続きに関する料金）に規定する手続きに関する料金の支払いを要します。
- ただし、その手続きの着手前にその契約の解除又はその請求の取消しがあったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

（ユニバーサルサービス料の支払義務）

- 第81条の2 a u 契約者、プリペイド電話契約者又は定期前払 a u 契約者は、料金表第1表第7（ユニバーサルサービス料）に規定する料金の支払いを要します。

（工事費の支払義務）

- 第82条 契約者は、工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表（工事費）に定める工事費の支払いを要します。
- ただし、その工事の着手前にその契約の解除又はその請求の取消し（以下この条において「解除等」といいます。）があったときは、この限りではありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。
- 2 工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分について、その工事に要した費用を負担していただきます。

(WIN特定接続サービスの料金の支払義務)

第82条の2 WIN特定接続サービスの料金の支払義務については、そのWIN特定接続契約に係る特定接続事業者の契約約款等に定めるところによります。

### 第3節 料金の計算及び支払い

(料金の計算及び支払い)

第83条 料金の計算方法並びに料金及び工事費の支払方法は、料金表通則に規定するところによります。

(プリペイド通話に係る前払い通話料の登録等)

第84条 a u契約者、プリペイド電話契約者又は特定プリペイド通話契約者は、プリペイド通話に関する料金の前払いが必要なときは、料金表第1表第5(プリペイド通話に係る前払い通話料)に定めるところによりプリペイドカード(プリペイド通話に係る一定の通話料として当社が発行するカードをいいます。以下同じとします。)に基づき通話料(以下「前払い通話料」といいます。)を登録していただきます。

2 当社は、前項の登録があったときは、その登録日の翌日から起算して料金表第1表第5に規定する有効日数が経過する日までの期間を利用有効期間とします。

3 当社は、a u契約者、プリペイド電話契約者又は特定プリペイド通話契約者が利用有効期間内に前払い通話料を追加登録した場合は、その追加登録に係る前払い通話料の有効日数に応じて利用有効期間を延長するものとします。この場合において、その登録日の翌日からの利用有効期間の残り日数が365日を超えるときは、365日を超える日数分について利用有効期間を無効とします。

4 当社は、次の場合には、第1項の規定に基づき登録した前払い通話料の残高及びその利用有効期間の残り日数を無効とします。この場合において、当社は、無効とした前払い通話料について返還しません。

(1) その契約の解除があったとき(当社が別に定める態様により、a u契約を解除すると同時に新たにその他のa u契約(a u電話、a uデュアル又はU I Mサービスに係るもの)に限り、)を締結した場合を除きます。)

(2) a uサービスの利用の一時休止の請求をし、その承諾を受けたとき。

(3) その利用有効期間を経過したとき。

(4) 電話番号の変更があったとき。

(5) 料金表第1表第1(基本使用料等)に規定するa uパケットへの種類の変更があったとき。

5 第1項の規定に基づき既に登録を行ったプリペイドカードについては、第1項に規定する前払い通話料の登録を行うことができません。

6 当社は、第69条第2項の規定によりプリペイド電話の利用を停止された契約者回線については、その利用を停止されている間は、その利用有効期間を減じません。

7 a u契約者又はプリペイド電話契約者は、第68条又は第69条第2項の規定によりa uサービス又はプリペイド電話の利用を停止されている場合(第69条第1項の適用を受けている場合であって、同条第2項の適用を受けているときを含みます。)、特定プリペイド通話契約者は、第56条の3(特定MVNO事業者の契約約款による制約等)の規定に該当する場合は、第1項に規定する前払い通話料の登録を行うことができません。

(注) 本条第1項に定めるプリペイド通話に係る前払い通話料の登録の方法については、当社が別に定めるところによります。

### 第4節 預託金

(預託金)

第85条 a u契約者、W I N特定接続契約者又はa uサービス利用権を譲り受けようとする者は、次の場合には、a uサービス又はW I N特定接続サービスの利用に先立って（譲渡の場合はその承認に先立って）預託金を預け入れていただくことがあります。

- (1) a u契約又はW I N特定接続契約の申込みの承諾を受けたとき。
- (2) a uサービス利用権又はW I N特定接続サービス利用権の譲渡の承認を請求したとき。
- (3) 第68条（利用停止）第1項第1号又は第4号の規定による利用停止を受けた後、その利用停止が解除されるとき。
- (4) 当社の携帯電話サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。

2 預託金の額は、10万円以内で当社が別に定める額とします。

3 預託金については、無利息とします。

4 当社は、そのa u契約の解除、W I N特定接続契約の解除又はa uサービス利用権の譲渡等、預託金を預け入れた事由が解消した場合には、その契約に係る預託金を預け入れた者に返還します。

5 当社は、預託金を返還する場合に、a u契約者又はW I N特定接続契約者がその契約に基づき支払うべき額があるときは、返還額をその額に充当します。

## 第5節 割増金及び延滞利息

(割増金)

第86条 契約者は、料金又は工事費の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額（消費税相当額を加算しない額とします。）の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

(延滞利息)

第87条 契約者は、料金その他の債務（延滞利息を除きます。）について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの間の当社が定める日数について年14.5%の割合（年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。）で計算して得た額を延滞利息として、当社が指定する期日までに支払っていただきます。

## 第6節 相互接続通信の料金の取扱い

(相互接続通信の料金の取扱い)

第88条 契約者、特定プリペイド通話契約者又は相互接続通信の利用者は、当社又は協定事業者の契約約款等に定めるところにより相互接続通信に関する料金の支払いを要します。

2 前項の場合において、相互接続通信に係る料金の設定又はその請求については、当社又は協定事業者が行うものとし、接続形態別の具体的な取扱いについては、別記26の2又は別記27に定めるところによります。

3 相互接続協定に基づき協定事業者が相互接続通信の料金を定める場合であって、その協定事業者が、その契約約款等に定めるところに従ってその通話に係る債権を他の協定事業者に譲渡するときは、当社は、その譲渡を承諾します。

4 相互接続通信の利用者は、当社が算定したその相互接続通信に係る債権を、別記26の2に定めるところにより当社がその通信に係る協定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合において、当社及び協定事業者は、相互接続通信の利用者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

5 前項の規定により協定事業者に譲渡する債権の取扱いについては、第86条（割増金）、第87条（延滞利息）及び料金表通則の規定にかかわらず、その通信に係る協定事業者の契約約款等に定めるところによります。



## 第7節 特定事業者に係る債権の取扱い

(特定事業者の電気通信サービスの利用に係る債権の譲受等)

第89条 契約者は、特定事業者が提供するローミングの利用により生じた債権を当社がその特定事業者から譲り受け、その債権額(特定事業者のa u通信サービス契約約款に規定するプリペイド通話の利用により生じたものを除きます。)を料金に合算して請求することを承認していただきます。

- 2 前項の場合において、当社は譲渡を受けた債権を、a u通信サービスの料金とみなして取り扱います。
- 3 第1項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 4 第1項の規定により特定事業者から譲り受けた債権については、第86条(割増金)、第87条(延滞利息)及び料金表通則の規定に準じて取り扱います。

(ローミングに係る債権の譲渡等)

第90条 ローミング契約者は、ローミングに係る通信により生じた債権を、ローミングに係る他網相互接続通信に関する協定事業者の承諾が必要な場合にはその承諾を得て、当社が特定事業者に譲渡することを承認していただきます。この場合、当社が譲渡する債権額は、別記17の規定により測定した通話時間若しくは送信回数又は別記18の規定により測定した情報量と料金表第1表第2(通話料)又は第3(パケット通信料)の規定とに基づいて算定した額(当社が別に定める電気通信番号を使用して行った相互接続通信により生じた債権にあっては、その電気通信番号に係る他網相互接続通信に関する当社又は協定事業者の契約約款等の定めにより算定した額)とします。

- 2 前項の場合において、当社及び特定事業者は、契約者への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。
- 3 第1項の規定により譲渡する債権については、第86条(割増金)、第87条(延滞利息)及び料金表通則の規定にかかわらず、特定事業者のa u通信サービス契約約款等に定めるところによります。

(注) 本条に規定する当社が別に定める電気通信番号は、005345、001(当社の電話サービス等契約約款に定める特定第2種一般電話契約に係るものに限ります。以下同じとします。)、0570又は0180とします。

## 第9章 保守

### (契約者の維持責任)

第91条 契約者等（契約者、特定プリペイド通話契約者又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

- 2 前項の規定のほか、契約者等は、端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を、無線設備規則（昭和25年電波監理委員会規則第18号）に適合するよう維持していただきます。

### (契約者の切分責任)

第92条 契約者等（契約者、特定プリペイド通話契約者又はW I N特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）は、端末設備又は自営電気通信設備が契約者回線に接続されている場合であって、契約者回線その他当社の電気通信設備を利用することができなくなったときは、その端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

- 2 前項の確認に際して、契約者等から要請があったときは、当社は、当社が別に定めるサービス取扱所において当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者に通知します。
- 3 当社は、前項の試験により当社が提供した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者等の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者等にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、上記の費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

### (修理又は復旧)

第93条 当社は、当社の電気通信設備が故障し、又は滅失した場合は、速やかに修理し、又は復旧するものとします。

ただし、24時間未満の修理又は復旧を保証するものではありません。

- 2 前項の場合において、当社は、その全部を修理し、又は復旧することができないときは、第75条（通信利用の制限等）の規定により優先的に取り扱われる通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し、又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、同条の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限りません。

順位	修理又は復旧する電気通信設備
1	気象機関に提供されるもの 水防機関に提供されるもの 消防機関に提供されるもの 災害救助機関に提供されるもの 秩序の維持に直接関係がある機関に提供されるもの 防衛に直接関係がある機関に提供されるもの 海上の保安に直接関係がある機関に提供されるもの 輸送の確保に直接関係がある機関に提供されるもの 通信役務の提供に直接関係がある機関に提供されるもの 電力の供給に直接関係がある機関に提供されるもの
2	水道の供給に直接関係がある機関に提供されるもの ガスの供給に直接関係がある機関に提供されるもの 選挙管理機関に提供されるもの 別記16の基準に該当する新聞社等の機関に提供されるもの

	預貯金業務を行う金融機関に提供されるもの その他重要通信を取り扱う国又は地方公共団体の機関に提供されるもの（第1順位となるものを除きます。）
3	第1順位及び第2順位に該当しないもの

（修理又は復旧の場合の暫定措置）

第94条 当社は、当社の電気通信設備を修理又は復旧するときは、暫定的にその電話番号を変更することがあります。

## 第10章 損害賠償

### (責任の制限)

第95条 当社は、a u通信サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき（その原因が協定事業者の責めに帰すべき理由による接続専用回線の障害であるときを含みます。）は、そのa u通信サービスが全く利用できない状態（その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。）にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者（プリペイド電話契約者（特定事業者との間にプリペイド電話契約に相当する契約を締結しているローミング契約者を含みます。以下第97条（免責）において同じとします。）又は特定プリペイド通話契約者を除きます。）の損害を賠償します。

2 前項の場合において、当社は、a u通信サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間（24時間の倍数である部分に限ります。）について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのa u通信サービスに係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限り賠償します。

(1) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する料金（海外ローミング機能に係るものを除きます。）

(2) 料金表第1表第2（通話料）に規定する料金（a u通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通話料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(3) 料金表第1表第3（パケット通信料）に規定する料金（a u通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均パケット通信料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

(4) 料金表第1表第1（基本使用料等）に規定する海外ローミング機能に係る料金（a u通信サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日あたりの平均オプション機能使用料（前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額）により算出します。）

3 前項の場合において、日数に対応する料金額の算定にあたっては、料金表通則の規定に準じて取り扱います。

4 当社は、a u通信サービスを提供すべき場合において、当社の故意又は重大な過失によりその提供をしなかったときは、前3項の規定は適用しません。

5 W I N特定接続サービスに係る損害については、そのW I N特定接続契約に係る接続協定事業者の契約約款によるものとし、当社は、当社の故意又は重大な過失による場合を除き、その損害を賠償しません。

## 第96条 削除

### (免責)

第97条 当社は、a u通信サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者に関する自動車等（自動車、列車、船舶その他の交通機関をいいます。以下同じとします。）、土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それがアンテナ撤去時の塗装剥離等工事に伴い通常生じるものであるときは、その損害を賠償しません。

2 当社は、電気通信設備の設置、修理、復旧等に当たって、その電気通信設備に記憶されている短縮ダイヤル番号、メッセージ等の内容等が変化又は消失したことにより損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

3 当社は、この約款等の変更により端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要

する費用については負担しません。

ただし、技術基準等の規定の変更に伴い、現に契約者回線（WIN特定接続サービスに係るものを除きます。）に接続されている端末設備又は自営電気通信設備の改造等をしなければならなくなったときは、当社は、その変更に係る端末設備又は自営電気通信設備の機能の改造等に要する費用に限り負担します。

- 4 当社は、プリペイド電話契約者又は特定プリペイド通話契約者について、そのau通信サービスを提供すべき場合において、その提供をしなかったときに、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。

## 第11章 雑則

### (発信者番号通知)

第98条 契約者回線からの通話（当社が別に定めるものに限ります。）又はCメール送信（Cメール（Cメール機能を利用した文字メッセージ（文字、数字及び記号等からなるメッセージをいいます。以下同じとします。）をいいます。以下同じとします。）の送信をいいます。以下同じとします。）については、その電話番号をその通話の着信のあった又はCメールを受信した契約者回線等へ通知します。

ただし、次の各号に定める通話については、この限りではありません。

- (1) その発信に先立ち、184をダイヤルして行う通話。
- (2) この取扱いを拒む旨を契約者が当社に対しあらかじめ登録している契約者回線からの通話（その発信に先立ち、186をダイヤルして行うものを除きます。）

### (緊急通報に係る情報通知)

第98条の2 当社は、契約者回線（当社が別に定める移動無線装置を利用しているものに限ります。）から電気通信番号規則第11条に規定する電気通信番号を用いて行う通話（以下、この条において「緊急通報通話」といいます。）が行われる場合、その端末設備がその機能によりGPS衛星から受信した信号等の情報を取得します。

2 当社は、契約者回線からの緊急通報通話（その発信に先立ち、184をダイヤルして行うものを除きます。）については、前条の規定によらず、下表の規定により、その契約者回線に係る情報を、下表に規定する相手先に通知します。

ただし、下表の2欄に定める情報については、その緊急通報通話の相手となる警察機関、海上保安機関又は消防機関において、当社が通知する情報を受信するための電気通信設備を具備している場合に限り、通知するものとします。

当社が通知する情報	通知する相手先
1 発信を行った契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった契約者回線等
2 その契約者回線に接続された移動無線装置の所在する位置に関する情報（その移動無線装置が接続されている基地局設備に係る情報又は前項により当社がその契約者回線から取得した情報に基づき、当社が計算した緯度及び経度の情報をいいます。）及びその契約者回線に係る電話番号	その緊急通報通話の着信のあった警察機関、海上保安機関又は消防機関

3 当社は、電話番号又は移動無線装置の所在する位置に関する情報をその通話の相手先に通知し、又は通知しないことに伴い発生する損害については、第95条（責任の制限）の規定に該当する場合に限り、その規定により責任を負います。

### (承諾の限界)

第99条 当社は、契約者等（契約者、特定プリペイド通話契約者又はWIN特定接続契約者をいいます。以下この条において同じとします。）から工事その他の請求があった場合に、料金その他の債務の支払いを現に怠り若しくは怠るおそれがあるとき又はその請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるときその他当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。

ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

2 前項の規定によるほか、当社は、契約者等が、当社が別に定める回数を超え、1の料金月内に同一の請求を繰り返す場合、その請求を承諾しないことがあります。

(利用に係る契約者の義務)

第 100条 契約者、特定プリペイド通話契約者又はW I N特定接続契約者は、次のことを守っていただきます。

- (1) 端末設備（移動無線装置に限ります。）又は自営電気通信設備（移動無線装置に限ります。）を取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連絡しないこと。  
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りではありません。
- (2) 故意に契約者回線を保留したまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
- (3) 故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
- (4) 端末設備若しくは自営電気通信設備又は a u I Cカードに登録されている電話番号その他の情報を読み出しし、変更し、又は消去しないこと。
- (5) 他人の著作権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、法令に反する、又は他人の利益を害する態様で、別表 1 に規定する E Z w e b 機能、B R E W . N E T 機能（別表 1 に規定する第 1 種 B R E W . N E T 機能及び第 2 種 B R E W . N E T 機能をいいます。以下同じとします。）、a u . N E T 機能、P C サイト閲覧機能又は I S N E T 機能を利用しないこと。

なお、別記21に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合には、本項の義務違反があったものとみなします。

- (6) 位置情報（端末設備の所在に係る緯度及び経度の情報（端末設備等規則に規定する位置登録制御に係るものを除きます。）をいいます。以下同じとします。）を取得することができる端末設備を契約者回線へ接続し、それを他人に所持させるときは、その所持者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
  - (7) 次条に規定する利用者登録が行われているときは、その登録利用者のプライバシーを侵害する事態が発生しないよう必要な措置を講じること。
- 2 前項第 5 号の規定は、契約者が C メール送信を行う場合又は別表 1（オプション機能）24 の 3 欄に規定する番号変換文字メッセージ送信機能を利用して行われた文字メッセージ送信を行う場合について準用します。
  - 3 当社は、次条に規定する登録利用者その他契約者以外の者による a u 通信サービスの利用において前項までの規定に反する事由が生じた場合、その a u 契約の契約者がその事由を生じさせたものとみなして取り扱います。。
  - 4 契約者又は W I N 特定接続契約者は、第 1 項第 6 号又は第 7 号の規定に違反して他人又は登録利用者へ与えた損害について、一切の責任を負っていただきます。
  - 5 当社は、特定プリペイド通話契約者が第 1 項の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約者回線の電話番号及び契約者の義務に違反した旨等をその特定プリペイド通話契約者が特定 M V N O 契約を締結している特定 M V N O 事業者へ通知することがあります。
  - 6 当社は、W I N 特定接続契約者が第 1 項の規定に違反したと当社が認めたときは、その契約者回線の電話番号及び契約者の義務に違反した旨等をその W I N 特定接続契約に係る特定接続事業者へ通知することがあります。

(注) その契約者回線（W i M A X 利用機能を利用しているものに限ります。）について、特定 M N O 事業者が通信のふくそうを生じさせるおそれがある等として禁止する態様で利用されていると当社が認めたときは、本条第 1 項第 3 号の規定に違反したものとして取り扱います。

(利用者登録)

第 100条の 2 a u 契約者（その契約者名義が法人（法人に相当するものと当社が認める者を含みます。）であるものを除きます。以下この条において同じとします。）は、その a u 契約に係る a u サービスを主に利用する a u 契約者以外の者（その a u 契約者の親族等であって、当社が別に定める範囲のものに限ります。）を、当社所定の書面により登録することができます。

す。

- 2 前項の規定によるほか、その a u サービスの契約者回線について別表 1（オプション機能）に規定する E Z w e b 機能、B R E W . N E T 機能又は P C サイト閲覧機能の提供を受ける場合であって、その a u サービスを利用する者が 18 歳未満の者である場合は、a u 契約者は、前項に規定する登録（以下「利用者登録」といいます。）を行っていただきます。
- 3 前 2 項の規定により、当社に登録される者（以下「登録利用者」といいます。）の情報は、その氏名及び生年月日とします。
- 4 a u 契約者は、次の事項について、登録利用者となる者の承諾を得た上で登録していただきます。
  - (1) その契約者回線に係る a u サービスの利用の一時中断、a u サービスの利用の一時休止若しくは再利用、a u 契約の解除、a u サービスの利用権の譲渡、基本使用料の料金種別の選択又はオプション機能の利用の請求若しくは廃止その他の a u 契約に関する請求は、この約款又は料金表に特段の定めのある場合を除き、a u 契約者の意思表示に基づき行うこと。
  - (2) a u 契約者が a u 通信サービスの料金その他の債務の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある場合は、第 68 条（利用停止）の規定に基づき a u サービスの利用を停止されること又は第 17 条（当社が行う一般 a u 契約の解除）若しくは第 26 条（当社が行う定期 a u 契約の解除）の規定に基づき a u 契約の解除を受けることがあること。
  - (3) 登録利用者が行う通信についても、当社が第 98 条の 2（緊急通報に係る情報通知）の規定に基づく取扱いを行うこと。
  - (4) a u 契約者からの申し出により登録利用者の変更が行われること及び変更前の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信料明細内訳書の発行について、変更後の登録利用者の利用に係る料金その他の債務の請求又は通信料明細内訳書の発行と合わせて行われることがあること。

（技術資料の閲覧等）

第 101 条 当社は、当社が指定するサービス取扱所において、契約者回線に係るインターフェースに関する事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

（特定事業者が提供するローミングの利用等）

- 第 102 条 当社が別に定める端末設備を利用している a u 契約者又は W I N 特定接続契約者は、特定事業者の a u 通信サービス契約約款の規定に基づき、特定事業者が提供するローミングに係る契約を特定事業者と締結していることとなります。
- 2 当社は、特定事業者から請求があったときは、契約者又は W I N 特定接続契約者の氏名、住所、電話番号及び料金の支払状況等を通知することがあります。

（当社の電話サービス等契約約款における電話利用契約の締結）

第 103 条 a u 契約者（料金表第 1 表第 1（基本使用料等）に規定する a u 電話、a u デュアル又は U I M サービスを利用している者に限ります。）は、当社の電話サービス等契約約款の規定に基づき、当社と電話利用契約（当社が別に定めるものをいいます。）を締結していることとなります。

ただし、a u 契約者からその電話利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

（注）当社が別に定める電話利用契約は、特定第 2 種一般電話契約とします。

（他の電気通信事業者への通知）

第 104 条 当社は、中継事業者から請求があったときは、契約者（その中継事業者の契約約款等により電気通信サービス（その契約者回線から本邦外に設置された電気通信設備への通話を提供するものであって、別記 28 に規定する事業者識別番号（電気通信番号規則第 5 条に規定する電気通信番号をいいます。以下同じとします。）に係るものに限ります。）の提供を受けている者又はその申込みをした者に限ります。）の氏名、住所及び電話番号等を通知すること



があります。

第 104条の 2 a u サービス、プリペイド電話又は定期前払 a u サービスの電話番号を指定することにより、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める協定事業者（別記28の6に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、契約者の氏名、住所及び電話番号等の情報（協定事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知します。

第 104条の 3 a u サービス（第 4 種 a u デュアル又は U I M サービスに限ります。）の基本使用料の料金種別等により、その電気通信サービスに係る料金等の取扱いを定める電気通信事業者（別記28の7に定めるものに限ります。以下この条において同じとします。）から請求があったときは、当社は、その a u サービスの契約者回線に係る情報（電気通信事業者がその取扱いの適用の可否を判断するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を通知します。

第 105条 契約者等（契約者又は W I N 特定接続契約者をいいます。以下この条から第 106条において同じとします。）は、第16条（一般 a u 契約者が行う一般 a u 契約の解除）、第17条（当社が行う一般 a u 契約の解除）、第25条（定期 a u 契約者が行う定期 a u 契約の解除）、第26条（当社が行う定期 a u 契約の解除）、第40条（定期前払 a u 契約者が行う定期前払 a u 契約の解除）、第41条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）、第56条の11（W I N 特定接続契約者が行う W I N 特定接続契約の解除）又は第56条の13（当社が行う W I N 特定接続契約の解除）の規定に基づき契約を解除した後、現に料金その他の債務の支払いがない場合は、別記28の2に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日及び支払状況等の情報（契約者等を特定するために必要なもの及び支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105条の 2 契約者等は、第17条（当社が行う一般 a u 契約の解除）第 2 項、第26条（当社が行う定期 a u 契約の解除）第 2 項、第33条（当社が行うプリペイド電話契約の解除）第 3 項第 1 号、第41条（当社が行う定期前払 a u 契約の解除）第 2 項若しくは第56条の13（当社が行う W I N 特定接続契約の解除）第 2 項の規定に基づき契約の解除を受けたことがある場合又は第68条（利用停止）第 1 項第 6 号若しくは第69条（利用停止）第 2 項第 4 号の規定に基づき a u 通信サービスの利用を停止されたことがある場合（いずれの場合においても、第 100条（利用に係る契約者の義務）第 1 項第 5 号の規定に違反した場合（専ら別記21(1)に定める禁止行為に抵触すると当社が判断した場合に限ります。）に限ります。）は、別記28の3に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105条の 3 契約者等は、第68条（利用停止）第 1 項第 5 号又は第69条（利用停止）第 2 項第 3 号の規定に基づき a u 通信サービスの利用を停止されたことがある場合は、別記28の4に定める電気通信事業者からの請求に基づき、氏名、住所、電話番号、生年月日等の情報（契約者等を特定するために必要なものであって、当社が別に定めるものに限ります。）を当社が通知することにあらかじめ同意するものとします。

第 105条の 4 契約者等は、その契約者回線からの C メール送信について、その C メールを受信した他網契約者回線に係る契約を締結している者からの申告に基づき、その他網契約者回線に係る携帯電話事業者がその契約約款に定める禁止行為（この約款の別記21(1)に定める禁止行為に相当するものをいいます。）に抵触すると判断した場合は、その携帯電話事業者が別記28の5に定める電気通信事業者に、その C メール送信を行った契約者回線に係る電話番号、C メール受信時刻（当社の電気通信設備において、その C メール送信を示す情報を受信した時刻をいいます。）、文字メッセージの内容等（当社が別に定めるものに限ります。）を通

知することに、あらかじめ同意するものとします。

(契約者に係る情報の利用)

第 106条 当社は、契約者等に係る氏名、名称、生年月日、電話番号、住所若しくは居所、請求書の送付先等又は登録利用者の氏名若しくは生年月日等の情報を、当社及び協定事業者の電気通信サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用、料金の請求等、当社及び協定事業者の契約約款等に係る業務の遂行上必要な範囲（契約者等に係る情報を当社の業務を委託している者に提供する場合を含みます。）で利用します。

なお、au通信サービスの提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が公開するプライバシーポリシーにおいて定めます。

(電話番号案内)

第 107条 当社は、別に定めるところにより、電話番号（auサービス（auパケット及びUIMサービス（タイプIIに限ります。）を除きます。）に係るものに限ります。）を案内します。

ただし、契約者からあらかじめ電話番号の案内を省略したい旨の請求があったものについては、この限りではありません。

2 当社は、別に定めるところにより、電話番号案内事業者（別記27の5に定める協定事業者をいいます。以下同じとします。）が提供する電話番号案内への接続（以下「電話番号案内接続」といいます。）により電話番号を案内します。

ただし、電話帳への掲載を省略されているものについては、この限りではありません。

(電話番号案内接続に係る通話料の支払い義務等)

第 108条 電話番号案内接続に係る通話を行った契約者回線の契約者は、料金表第1表第2（通話料）に規定する電話番号案内料及び電話番号案内接続に係る通話料の支払いを要します。

2 当社は、電話番号案内料を通話料とみなして取り扱います。

(法令に規定する事項)

第 109条 au通信サービスの提供又は利用にあたり、法令に定めがある事項については、その定めるところによります。

2 前項の規定によるほか、法令に定めがある事項又は当該事項に関連する内容については、別記22から24に定めるところによります。

(閲覧)

第 110条 この約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は、閲覧に供します。